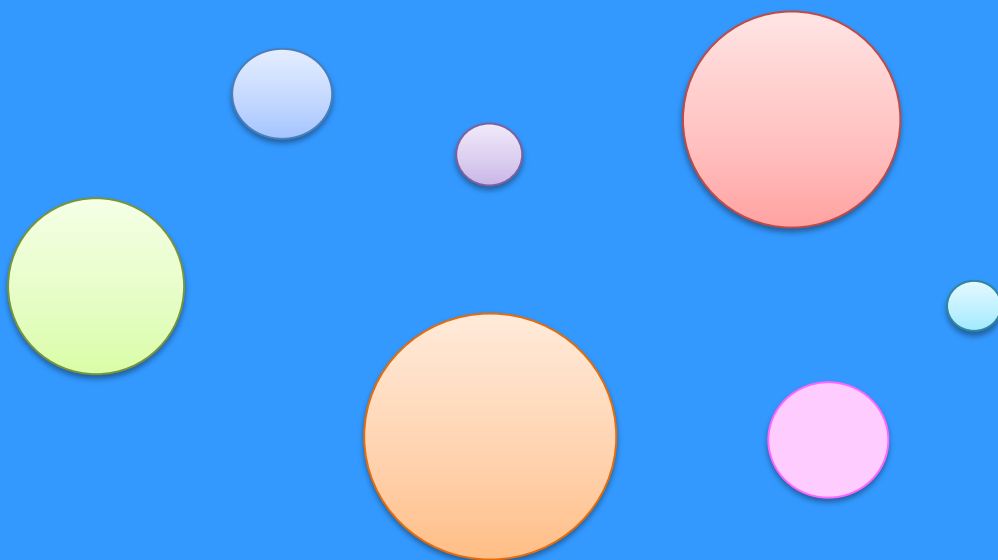


改訂版

一人一人の子どもが 安心して毎日を 過ごせるように

～いじめ防止に向けた手引き～



令和4年3月
世田谷区教育委員会

はじめに

世田谷区教育委員会では、いじめ防止対策推進法や世田谷区子ども条例等を踏まえ、平成２６年３月に本区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

また、平成２９年１２月には、平成２９年３月１４日に最終改定された文部科学大臣決定の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ、昨年度、世田谷区・世田谷区教育委員会としての「いじめ防止基本方針」を改定いたしました。

この改定により、世田谷区では、いじめ問題対策専門委員会を年３回開催し、学識経験者等の専門家に指導を仰ぎながら、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図ってまいります。

いじめは、人の心を深く傷つけ、人権を侵害する決して許されない行為です。しかし、どの学校のどの学級にも起こりうる問題でもあります。

一人一人の子どもはかけがえのない存在であり、その生命や心身の安全がおびやかされるような事態は絶対にあってはなりません。本資料では、世田谷区におけるいじめ防止等の基本方針を踏まえて、各小・中学校がいじめ防止等の具体的な方策や取組を進めるための基本的な考え方を示すとともに、いじめをどうとらえ、いじめ防止等の対策をどのようにしていくか、いじめの防止に向けた心得やいじめ発見のチェックシートなどを活用した研修などを進めていく際のポイントをまとめました。

この資料を活用していただきながら、改めていじめにかかわる問題の重大性を認識し、子どもの生命や心身の安全を絶対を守るという強い決意のもと、管理職を中心に教職員が一丸となって、いじめの防止の徹底を組織的に進めていただきますようお願いいたします。

世田谷区教育委員会 教育長 渡部 理枝

目 次

はじめに

目次	1
世田谷区いじめ防止等の総合的な推進（概要）	2
I いじめ防止等に関する基本的な考え方	4
1 いじめについて	4
＜いじめの定義＞	
＜軽微ないじめも見逃さない＞	
＜いじめの解消とは＞	
2 いじめの対応	5
＜いじめの未然防止＞	
＜いじめの早期発見＞	
＜いじめの早期対応＞	
3 組織的ないじめの対応	7
＜対応の流れ＞	
＜学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応＞	
＜関係機関との連携＞	
4 基本的な取組	8
II 世田谷区立小・中学校でいじめ防止等において取り組むべき内容	11
1 いじめに対する学校における具体的な取組	11
2 学校チェックシート	15
3 「いじめ」及び「いじめの疑い」が発生した場合の報告の流れ	16
4 いじめに係る提出様式（様式1・2・3）	17
III 資料	22
資料 1 「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」	23
資料 2 重大性の段階に応じたいじめの類型（例）	25
資料 3 いじめの定義の変遷	26
資料 4 いじめ発見のチェックシート	27
資料 5 「いじめを予防するための授業の工夫」 教員用リーフレット	28
資料 6 「世田谷区子ども条例」	36
資料 7 「世田谷区いじめ防止基本方針」	41
資料 8 「いじめ防止対策推進法」	50
資料 9 いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議	55
資料 10 いじめ・自殺に関わる相談組織一覧	57
資料 11 児童・生徒用相談窓口（世田谷区版）	58
参考資料一覧	59

世田谷区いじめ防止等の総合的な推進（概要）

国・都

国「いじめの防止等のための基本的な方針」
（平成25年10月11日決定）
（平成29年3月改定）

都「いじめ防止対策推進条例」
都「いじめ防止等対策推進基本方針」
都「いじめ総合対策【第2次一部改訂】」

区・教委

いじめ防止基本方針

区においていじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

世田谷区いじめ防止等対策連絡会

既設置の「いじめ防止等対策連絡会」を拡充。教育委員会関係部、せたがやホッと子どもサポート委員、区長部局関係部、小・中学校代表、児童相談所、人権擁護委員、警察その他の関係者により構成。

世田谷区いじめ問題対策専門委員会

区がいじめ防止基本方針の改訂により、令和4年度より新しく設置。学校におけるいじめの防止等のための対策等を推進。重大事態発生の際に、教育委員会が調査する際の調査機関。

区・教育委員会及び学校の具体的な取組

未然防止

- いじめを起こさせない教育活動の充実
 - いじめを起こさせないという教師の強い緊張感・危機意識
 - 校長のリーダーシップによる未然防止にむけた組織的な取組の充実
 - 各教科等におけるいじめ防止につながる教育活動の計画的な推進
 - 学校評価などを活用した取組状況の確認並びに教育活動の改善・充実
 - 「いじめ防止に向けた手引き」改訂版（本冊子）の全校配布
- いじめについて正しく理解させる指導の充実
 - いじめは人の心を深く傷つける人権を侵害であることへの指導の充実
 - いじめはときには生命や心身の安全をおびやかす問題であり、人として決して許されない行為であることを十分に理解させる指導の充実
 - いじめの本質について理解させる指導の徹底
- 道徳教育及び体験活動、学校行事等の充実
 - 道徳や体験活動等における互いの違いを認め、理解を深める活動の充実
 - 学校行事等を通じた学級のチーム力や友情を育む機会の設定
 - 好ましい人間関係やコミュニケーションを重視した教育活動の推進
 - 自分自身のよさを認める経験の設定
 - 児童・生徒に自己有用感を得させる指導の重視
 - 道徳授業地区公開講座の実施
 - 人権尊重教育推進校による実践の周知
 - 移動教室・校外学習、職場体験・農業体験等体験・体感する機会への支援
 - 「人格の完成を目指して」の取組推進
- いじめ防止のための児童・生徒の自主活動の充実
 - 児童・生徒が互いを認め、友情を育み、所属感のもてる学級経営の推進
 - いじめ防止等に関する児童・生徒の自主的な取組の推進
 - 児童会・生徒会等によるいじめ防止等に関する自主的な活動への支援
 - 傍観者にならない指導の推進（小学校） いじめ防止プログラム実施（中学校） Q-U調査実施（小・中学校全校実施）
 - ネットリテラシー醸成講座実施（小・中学校全校実施、小学校保護者全校実施）
- いじめ防止のための啓発活動の推進
 - 学校・学級通信や保護者会等を通じた家庭や地域への学校がいじめの防止等の取組についての情報発信
 - 家庭や地域に向けたいじめ防止等への理解や協力についての啓発活動の推進
 - 「せたがやホッと子どもサポート」についての児童・生徒や保護者への周知
 - 教育相談（来室相談・電話相談）、せたがや子どもテレフォン、チャイルドラインの運営等についての児童・生徒や保護者等への周知

早期発見

- 子どもの心に寄り添う指導、児童・生徒理解の推進
 - 教職員による児童・生徒の共感的な受容
 - 教師と児童・生徒間の信頼関係の構築
 - 児童・生徒のこころの健康に関する調査の実施
 - 学校における性的マイノリティに係る対応に関する状況調査について
 - デート DV に関する学校出前授業の実施と中学生向けデート DV 防止啓発小冊子の配布
- いじめの早期発見のための取組
 - 日々の児童・生徒の様子や表情、言動等の観察
 - 児童・生徒の小さな変化や言葉に表れないいじめのサインを見逃さない教師の高い意識付け
 - いじめに関する情報等の記録管理と教職員全体での共有の推進
 - 「いじめ防止に向けた手引き」改訂版（本冊子）の全校配布（再掲）
 - いじめ防止月間（各学期1回年間3回）に合わせた、いじめ等の実態把握等の確認調査（「学校生活のアンケート」を実施）
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応
 - 各教科等の授業における ICT 機器の積極的な活用
 - 情報モラル、メディアリテラシーを育む授業の充実
 - ネットリテラシー醸成講座の実施（再掲）
 - 保護者会や家庭教育学級などにおいて、児童・生徒の携帯電話、スマートフォンなどの使用についての啓発の活動
 - 「インターネットトラブルから子どもを守るために（守ろう 携帯電話・スマホのルール）」の配布
- いじめの早期発見のための人的措置
 - スクールカウンセラー配置の充実
 - スクールソーシャルワーカー配置の充実
 - 「せたがやホッと子どもサポート」の運営教育相談（来室相談・電話相談）、せたがや子どもテレフォンの運営
 - 学校への専門家派遣（心理・福祉職）

学校

世田谷区立〇〇小・中学校いじめ防止基本方針

区の基本方針などを踏まえ、学校の実情に応じた「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定する。教育委員会は各学校による策定を支援する。

学校のいじめ防止等のための組織

各学校の「生活指導委員会」等を活用し、スクールカウンセラー等を加えて構成

区・教育委員会及び学校の具体的な取組

早期対応

- いじめ情報やいじめの兆候への迅速な対応
 - いじめを受けている児童・生徒の安全確保
 - いじめにかかわっている児童・生徒が二度といじめをしない環境整備と指導の徹底
 - スクールカウンセラー等と連携した、いじめを受けている児童・生徒の心の痛みに寄り添った心のケア
 - 必要に応じた教育相談室、児童相談所、警察など関係機関や専門家などとの連携
 - 保護者等と連携した二度といじめを起こさせない校内体制の整備（登下校時や休み時間なども含める）
- いじめに関わる事実関係の確認
 - 教育委員会等との連携
 - 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織などによる事実関係についてのきめ細かい調査の実施
 - 保護者への事実関係や今後の学校の取組の説明機会の設定
 - いじめに関係した児童・生徒の保護者同士の話し合い等の実施
- いじめの再発防止の徹底
 - いじめ発生の原因や背景等の分析（専門家等の助言等）
 - 再発防止策の検討・実施
 - 学校で起きている問題やその対応について、保護者会等での保護者への適切な説明機会の設定（個人情報への配慮）
 - 再発防止に向けた保護者の理解と協力の要請
 - 教育委員会やせたがやホッと子どもサポート委員等の学校の調査に対する指導・助言及び支援の実施
- いじめ等の対応に従事する人材確保・資質の向上
 - 教員のいじめ等への適切な対応、生徒指導、カウンセリングの考え方や技法等について学ぶ校内研修の実施
 - 教員研修「いじめの未然防止と対応」（校長研修、生活指導主任研修、教育相談主任研修、初任者研修、学校教育相談研修（初級・中級）など）の実施
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置の充実（再掲）
 - 学校支援アドバイザー・総合教育相談室による校外アドバイザー等の派遣
 - 「教育支援チーム」による支援体制の充実

家庭・地域等との連携

- PTAや学校運営委員会等と連携した取組の推進
 - 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめについて協議する場の設定
 - 学校から保護者や地域の方々に向けた、いじめの防止等についての姿勢や取組についての情報発信
 - 地域運営学校の学校運営委員会における、学校がいじめ防止等の具体的な取組についての協議、推進
 - 日常的な保護者との連携
 - 保護者からの相談に対する、細かい対応・連絡
- スクールカウンセラーや心理の専門家、子ども家庭支援センター等、関係機関との連携
 - 各学校に配置されているスクールカウンセラーや、教育相談室の心理の専門家などとの積極的な連携
 - 教育相談室や児童相談所、警察などとの連絡方法の確認、定期的な会合の開催、いじめの問題への課題や情報の共有、各機関の役割に応じた連携・対応
- 教育委員会等と関係機関等との連携等
 - せたがやホッと子どもサポートと協働したいいじめ防止等の推進
 - 世田谷区いじめ防止等対策連絡会による関係機関・団体等との連携・強化
 - 教育相談員・スクールカウンセラー等と子どもの人権擁護機関との連絡会の実施
 - 法律の専門家等との連携の検討
 - 生きづらさを抱えた若者支援事業などとの連携など
- いじめ防止等のための調査研究
 - 子どもの人権擁護機関（「せたがやホッと子どもサポート」）の相談事例等からの未然防止策の検討・実施

- 主に学校の取組
- 主に区や教育委員会の取組

I いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめについて

参照 P.25, 26, 50

<いじめの定義>

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

いじめは、どの学校にも起こりうるとの認識の上で、区、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

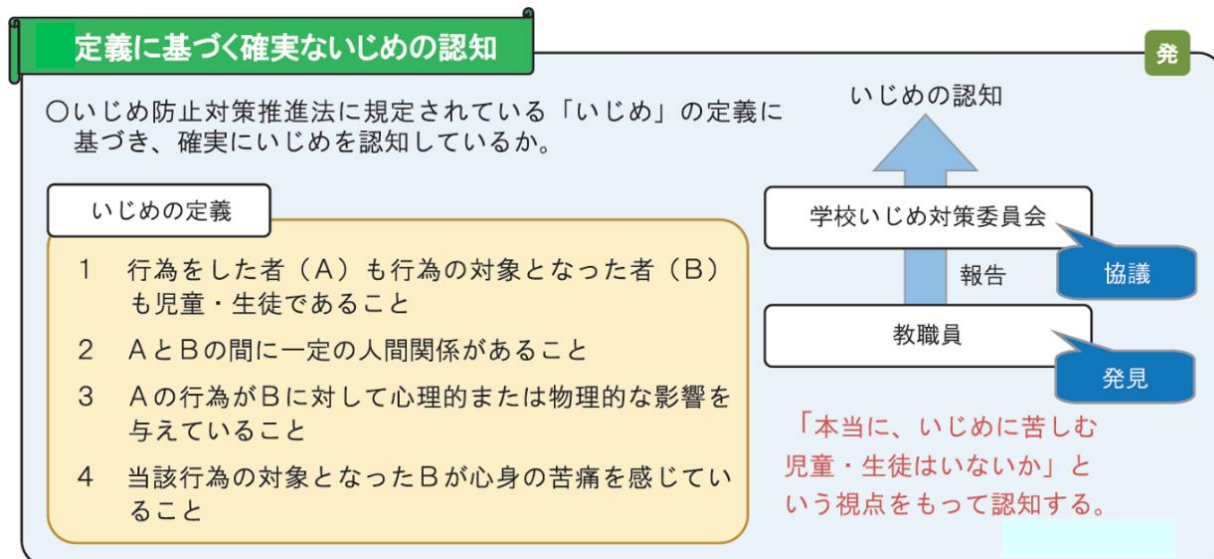
この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止等のための基本的な方針より】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いていることのあかしであり、正確に認知ししっかりと対応する。

また、「いじめ」の問題は、日常的に児童・生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努めていくとともに、学級担任等が抱え込まず「学校いじめ対策委員会」で迅速かつ的確に対応することが重要となる。

<軽微ないじめも見逃さない～教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知～>



＜いじめの解消とは＞

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とするものではない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が3か月以上満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する必要がある。

（１） いじめに係る行為が止んでいること

- いじめを受けた児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3か月を目安とする。）
- いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。

（２） いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめを受けた児童・生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないことを、面談等により確認する。
- いじめが解消にいたっていない段階では、いじめを受けた児童・生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する必要がある。学校においては、いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童・生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

2 いじめの対応

＜いじめの未然防止＞

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校にも起こりうることから、この問題には全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

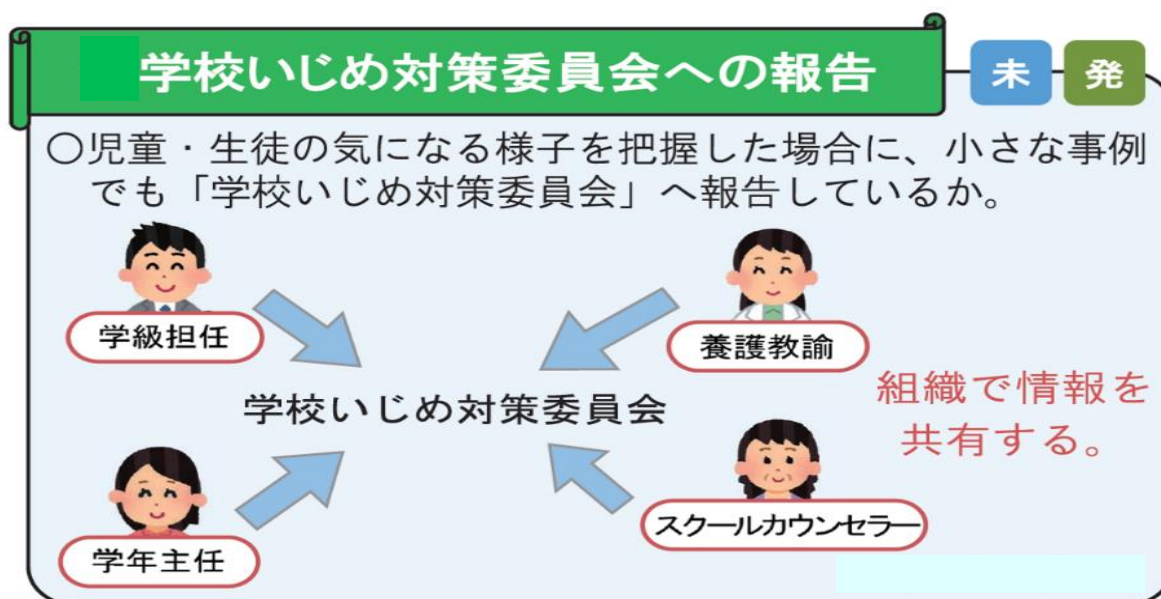
また、全ての児童・生徒が互いを認め、心の通う望ましい人間関係を育むために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校におけるすべての教育活動を通して、全ての児童・生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、児童・生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重するという経験を重ね、望ましい人間関係をつくる力を育んでいく。

＜いじめの早期発見＞

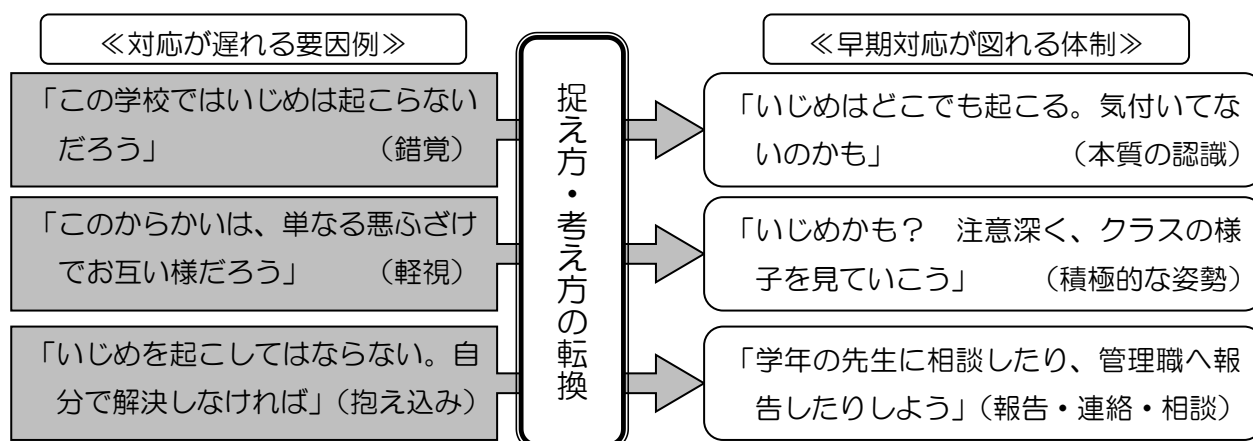
いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、すべての大人が連携・協力し、児童・生徒の小さなサインに気付く力を高めていくことが必要である。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやからかい、けんか、ふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合など、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われたりすることも認識し、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目するなど、児童・生徒の小さな変化を捉え、理解を深めていくことが大切である。

このため、教職員をはじめとした大人は、児童・生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、児童・生徒との信頼関係などを高めていくとともに、学校などによるいじめの実態等を把握するための取組や、学校内あるいは学校外における教育相談体制の充実を図る。



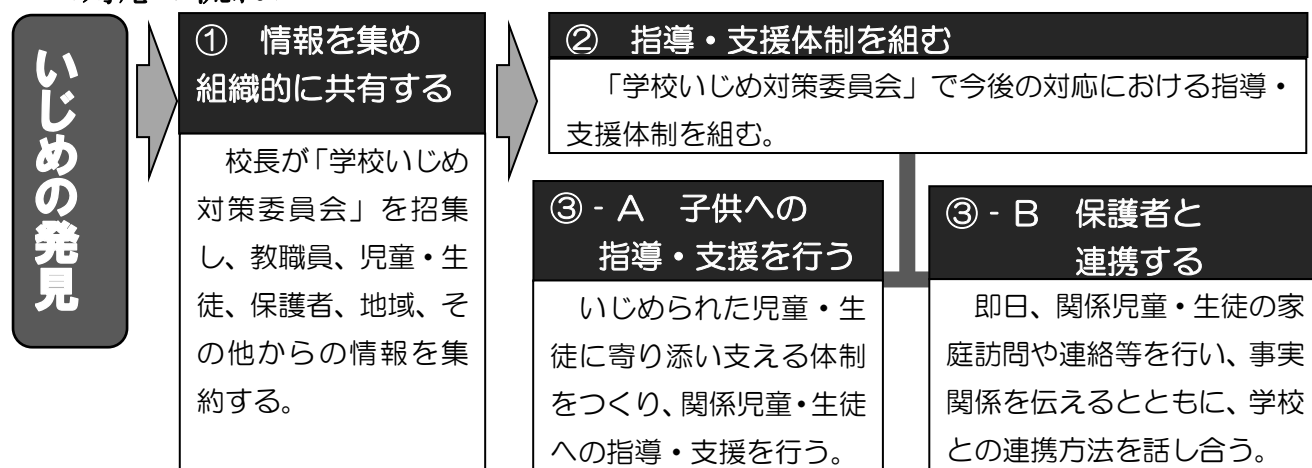
＜いじめの早期対応＞

いじめの問題に対して、学校による早期の適切な対応や対応の遅れによって、児童・生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりするなどの深刻化・重大化してしまうケースがある。対応が不十分であったり、遅れたりする要因として、教職員のいじめの問題の捉え方や考え方が大きく関わっている。より迅速な対応を行うために、その転換を図り、いじめの芽の早期発見に努めていくことが重要である。



3 組織的ないじめの対応

<対応の流れ>



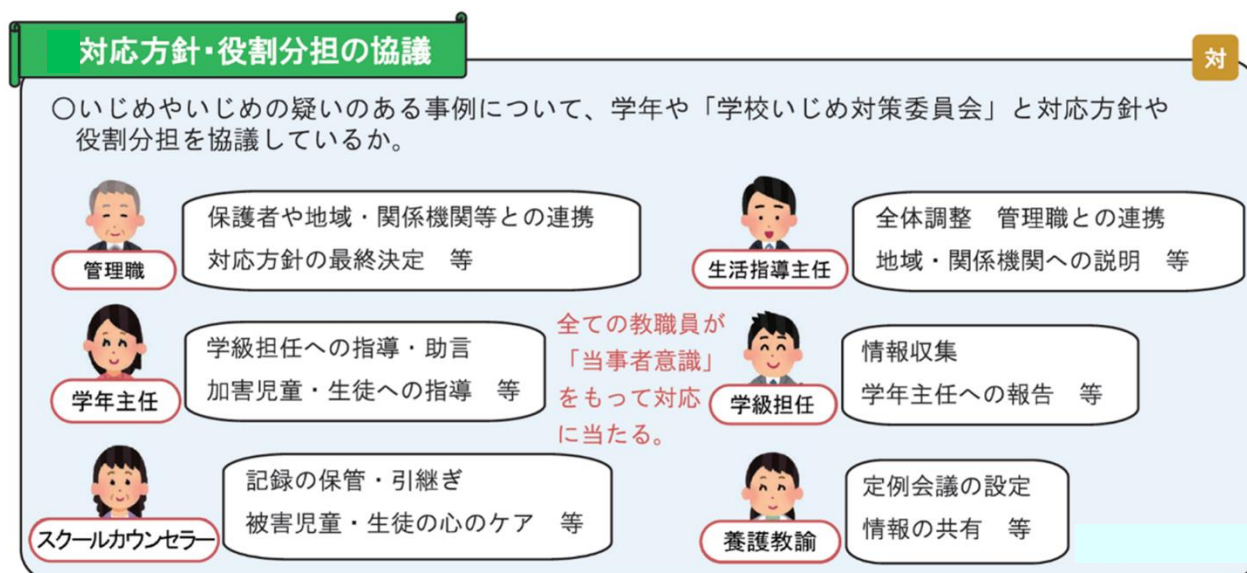
いじめの情報やいじめの兆候が確認された場合には、いじめを受けている児童・生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など学校において迅速に対応していくことが重要である。特に、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならないことを十分に理解する。

学校は、保護者や教育委員会への連絡・相談、状況に応じ関係機関との連携を速やかに行い協力体制を図っていく。

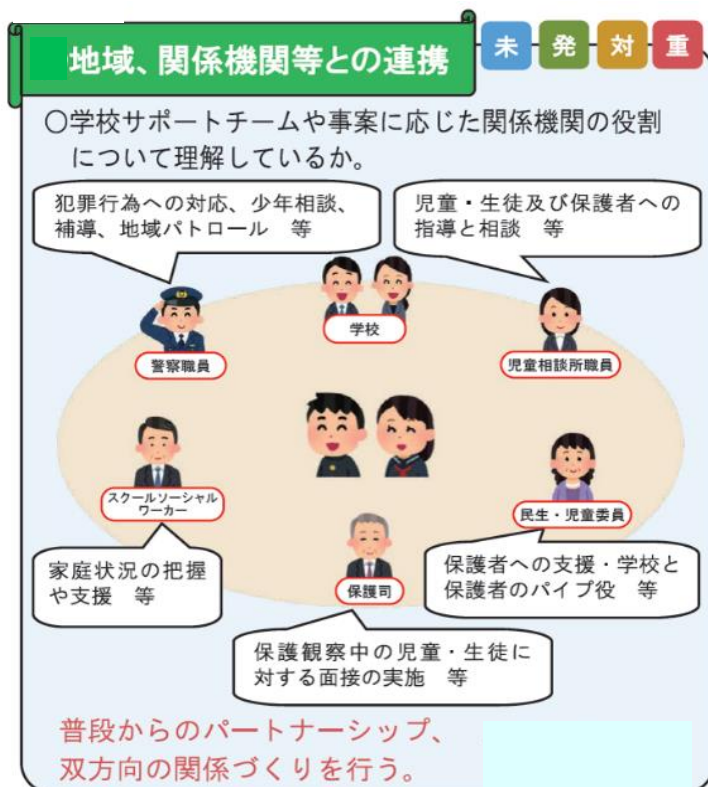
また、教育委員会は、いじめられた児童・生徒からの情報や、いじめの兆候を確実に受け止め、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けている児童・生徒を組織的に守り通し、再発防止に向けた取組などを徹底していく。

その他、学校は、いじめ問題に適切に対応するため、個々の教員のいじめの問題への理解を深め、指導力を高めるとともに、教員個人が抱え込まず、教職員が一体となり、学校全体で保護者や関係機関とも連携を図りながら、組織的に対応できる体制を整えていく必要がある。

<学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応>



<関係機関との連携>



学校だけではなく、地域で児童・生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、いじめの問題が複雑化・多様化する中で、いじめに迅速かつ的確に対応していくには、家庭や地域の方々及び関係機関と連携が重要であることを認識し、協力体制を整える必要がある。

このため、教育委員会は、いじめの問題に対応し、区内のいじめ防止等に関係する機関や団体などとの連携を図るなど、家庭や地域、関係機関との適切な連携の確保や情報共有するしくみを構築していく。

(1) 区及び教育委員会と関係機関等との連携等

- 「せたがやホッと子どもサポート」（子どもの人権擁護機関）と協働し、いじめ防止等の推進を行う。
- 世田谷区いじめ防止等対策連絡会を年2回開催し、関係機関・団体等との連携・強化を図り、定期的に情報交換を行う。
- 教育相談員・スクールカウンセラー等と子どもの人権擁護機関との連絡会を実施し、連携体制を強化する。
- 法律の専門家等との連携を検討する。
- 生きづらさを抱えた若者支援事業などとの連携を図る。

(2) いじめ防止等のための調査研究

- 「せたがやホッと子どもサポート」の相談事例等からの未然防止策の検討・実施を行う。

4 基本的な取組

いじめが生まれる背景として、「発達障害を含む、障害のある児童・生徒」や「海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、外国籍の保護者をもつなどの外国につながる児童・生徒」、「性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童・生徒」等について、正しい理解がないことによって偏見や差別意識が生まれることが考えられる。「多様性の理解」をはじめとした人権課題を見据えた教育を推進するとともに、子ども自身がいじめについて考え行動できるようにしていく。

(1) いじめを起こさせない教育活動の充実

- 「いじめ防止に向けた手引き」改訂版（本冊子）を全校・全教員へ配布する。
- 傍観者に視点を当てた授業を小・中学校で実施する。
- 学校として、人権課題を見据えながら特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うことができるよう教員研修等の充実を図る。

(2) 道徳教育及び体験活動、学校行事等の充実

- 「特別の教科 道徳」を中心とした道徳教育において、児童・生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう道徳科の授業改善を図る。また、道徳授業地区公開講座等でいじめの内容を取り上げることで、家庭や地域と連携したいじめ予防の取組を推進する。
- 移動教室・校外学習、職場体験・農業体験等、体験・体感する機会を大切にし、児童・生徒の心を育成する。
- 「人格の完成を目指して」の取組を推進する。

(3) いじめ防止のための児童・生徒の自主活動の充実

- 児童会・生徒会等によるいじめ防止等に関する自主的な活動を支援し、自主性・自発性を育成する。
- 「いじめ防止プログラム」等を実施し、いじめの未然防止を目指して、児童・生徒が自分自身や他者との人間関係について考え、自尊感情を高めるとともに暴力によらないコミュニケーションの方法を身に付けられるようにする。
- 「ネットリテラシー醸成講座」を実施し、インターネット、ソーシャルメディア等との上手な付き合い方、注意点などについて講義を行うことにより、子どものネットリテラシーの醸成を図る。
- 「Q-U調査」等を実施し、その結果を分析するとともに、各学校の実態に応じてその後の取組を充実させる。

(4) いじめ防止のための啓発活動の推進

- 「せたがやホッと子どもサポート」について、児童・生徒や保護者等への周知を行うなど、関係諸機関との連携体制を深めるとともに、教育相談（来室相談・電話相談）、せたがや子どもテレフォン、チャイルドラインの運営等についての児童・生徒や保護者等への周知を行い、関係諸機関との連携体制を深める。
- 幼児教育において、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるように、幼児同士の遊びを通した学びにおいて、相手が嫌がることをしないことを重視した指導を実施する。また、就学時健康診断等の場において、各学校の「いじめ防止基本方針」を周知するなどして、保護者に対する理解を深める取組を進める。

(5) 子どもの心に寄り添う指導、児童・生徒理解の推進

- 毎年、スクールカウンセラーによる、小学校第5学年、中学校第1学年の児童・生徒との全員面接を行う。

- 児童・生徒一人一人のタブレット端末に、世田谷区版「不安や悩みがある時は…一人で悩まず、相談しよう」（相談窓口一覧）を掲載し、子どもが一人で抱え込むことがないようにする。
- 学校における性的マイノリティに係る対応に関する状況調査を実施する。
- デートＤＶに関する学校出前授業の実施と中学生向けデートＤＶ防止啓発小冊子を配布する。

（６）いじめの早期発見のための取組

- いじめ防止月間（各学期１回年間３回）に合わせた、いじめ等の実態調査等の確認調査（学校生活のアンケート）を実施する。
- 「いじめ防止プログラム」等において、生徒が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告やいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させ、主体的に行動できる力を身に付けられるようにする。

（７）インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- 児童・生徒や保護者を対象とした「ネットリテラシー醸成講座」を実施し、インターネット、ソーシャルメディア等の上手な付き合い方、注意点などについて講義を行うことにより、子どものネットリテラシー醸成を図る。
- 保護者会や家庭教育学級などにおいて、子どもの携帯電話、スマートフォンなどの使用についての啓発活動をする。
- リーフレット「インターネットトラブルから子どもを守るために」を配布し、推奨ルールを基にした学校と家庭との連携を促す。

（８）いじめの早期発見のための人的措置

- 都のスクールカウンセラーに加えて、区のスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。
- スクールソーシャルワーカー配置の拡充を図る。
- 「せたがやホッと子どもサポート」の運営を行い、いじめに対する相談窓口の充実を図る。
- 教育相談（来室相談・電話相談）、せたがや子どものテレフォンの運営を行い、いじめに対する相談窓口の充実を図る。
- 学校への専門家派遣（心理・福祉職）を行い、児童・生徒の心の変化を専門的な視野から捉えられる体制を作る。

（９）いじめ等の対応に従事する人材確保・資質の向上

- 教員研修「いじめの未然防止と対応等」（校長研修、生活指導主任研修、初任者等研修、学校教育相談研修（初級・中級等））を実施し、いじめに対する教員等の対応力を育成する。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、いじめに対する対応力を充実させる。
- 教育支援チームや総合教育相談室による校外アドバイザー等を早期に派遣し、学校における、いじめの解決に向けた迅速な対応を支援する。

Ⅱ 世田谷区立小・中学校でいじめ防止等において取り組むべき内容

いじめ防止等の取組で、最も重要なことは、各学校における「いじめの未然防止」「いじめの早期発見・早期対応」等の組織的な対応である。

学校におけるいじめの未然防止や早期発見については、年間を通した計画的・継続的な取組を行うことが重要である。学校においては、以下に示す取組を必ず実施する。

1 いじめに対する学校における具体的な取組

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の周知及び見直し・改訂

- 昨年度の取組・児童生徒の実態を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」の見直し・改訂を検討し、今年度の方針を策定する。
- 学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」を学校便りやホームページ等で公開する。
- 毎年度の始めに基本方針の内容を職員会議等の機会に全教員で確認する。
- 「いじめ」や「いじめの疑い」のある状況に気付いた場合、学校全体で迅速に情報共有を行い、一人で抱え込むことがないような学校体制を整える。

(2) 「学校いじめ対策委員会の組織」の設置及び取組

- 「学校いじめ対策委員会」の人員・役割等を確認し、全教職員へ周知する。
- ※ 「学校いじめ対策委員会」の構成員には、校長、副校長及びスクールカウンセラーを必ず入れる。
- 定期的に「いじめ防止等に取り組む組織（〇〇学校いじめ対策委員会）」を開催し、対応状況の確認、事例検討、学期ごとの取組等を確認する。

(3) 「いじめ防止の取組」に関する校内研修の実施

- 「いじめ防止に向けた手引き」（本書）の配布及び内容の確認
- 「いじめ」及び「いじめの疑い」が発生した場合における対応流れの確認
- 「学校いじめ防止基本方針」「いじめ防止等に取り組む組織」の役割等の確認
- 「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】（東京都教育委員会）」、DVD資料「STOPいじめ！Ⅰ・Ⅱ（東京都教育委員会）」「いじめ対策に係る事例集」の活用

(4) 「インターネットトラブルから子どもを守るために」配布及び活用

- 学校ルールを策定し、家庭ルールの作成を啓発する。

(5) 保護者会での取組周知

- 「学校いじめ防止基本方針」の内容、「いじめ防止等に取り組む組織」の役割・取組内容等の周知、協力依頼 等
- 本年度の取組の結果やいじめの実態等の報告、意見交換 等

(6) 「学校生活のアンケート」等の実施

- 児童・生徒の記入内容を必ず担任（副担任）、専科教員、生活指導担当教員など、複数の教員で確認し、記載の内容を校内で共有する。調査用紙は、全体として集計後、実施年度の末から3年間、校内で保存し、内容の確認が必要となった場合に対応できるようにする。

(7) Q-U調査等の実施及び分析

- Q-U調査等の結果分析等を通して、児童・生徒理解を深め、いじめや不登校の未然防止や早期対応などの取組の推進を図る。

(8) 「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」の実施

<初期の情報収取でのポイント>

事実確認

- 5W1H
 - 「いつ」（複数の場合は、その全て）
 - 「どこで」（できるだけ詳しく 校庭ならば、校庭のどこか）
 - 「だれが」「だれを」（被害者・加害者）
 - 「何をした」「どのようにした」（回数 全ての具体的な内容）
- 被害者 氏名、性別、学年、学級、担任、関係する教職員、所属する部活動 等
- 加害者 氏名、性別、学年、学級、担任、関係する教職員、所属する部活動 等
- 周囲の児童・生徒の様子
- これまでの「学校生活アンケート」の記述内容
- 被害児童・生徒の保護者の様子
- 加害児童・生徒の保護者の様子

聞き取り

- ① 関係する児童・生徒からの聞き取りは、時間を決めて分担し、できる限り「個別」に、「別室」で、「同時」に実施する。
- ② 時刻を決めておき、決められた時刻になったら、「集まって」聞き取った内容を管理職と生活指導主任等と一緒に確認する。
- ③ 食い違う点について、「再度」聞き取り、再確認する。
* 集約した内容が一致し、事実確認ができるよう、①～③を繰り返す。

<毎月の「いじめ発生報告及び不登校傾向等児童・生徒の状況（月例）」の提出>

- 毎月のいじめの状況を取りまとめた「月例報告」を教育委員会へ提出する。
- 認知した全てのいじめについて、すみやかに「様式1」を提出する。
- いじめを理由とした欠席が「13日以上」続いた場合には、すみやかに教育委員会へ連絡する。

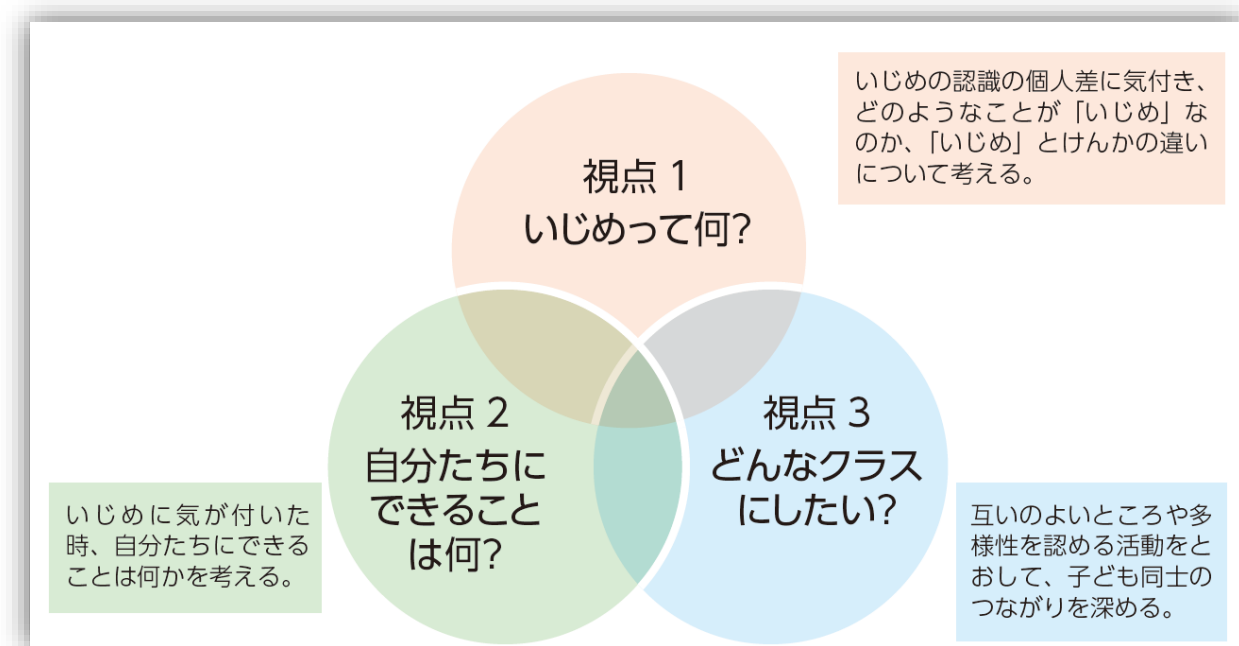
(9) いじめに関する授業や取組

- 特別の教科 道徳・学級活動等で、「いじめに関する授業」等を全ての学級で年3回以上行う。（「いじめを「『傍観している子』から、『制止グループ』が生まれる学級づくり」「いじめ防止プログラム」「ネットリテラシー醸成講座」等を含む）

校 種	取組内容例
幼稚園	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動することを学ぶ。
小学校	傍観者に視点を当てた授業（全学年） ネットリテラシー醸成講座（第6学年）
中学校	傍観者に視点を当てた授業（全学年） いじめ防止プログラム（第1学年） ネットリテラシー醸成講座（第1学年）

<傍観者に視点をあてた授業づくりの視点>

子どもたち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることを目的としています。また、子どもたちの自己肯定感を育むとともに、人はそれぞれ感じ方が違うことなど、多様性を認める風土をつくっていくことも重要です。



(10) スクールカウンセラーによる全員面接

- 計画、実施、結果確認、情報共有（※年度始めから夏季休業前を目途）

(11) 進級・進学する児童・生徒の情報共有

- いじめやいじめの疑いのある児童・生徒について記録等を整理しておき、次の学年に進級・進学する中学校への引き継ぎを確実にを行う。

(12) いじめ対策に関する教師自身の取組の振り返り

○「ふれあい月間 教職員シート」を実施（6月・11月）し、「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」について点検し、改善につなげる。

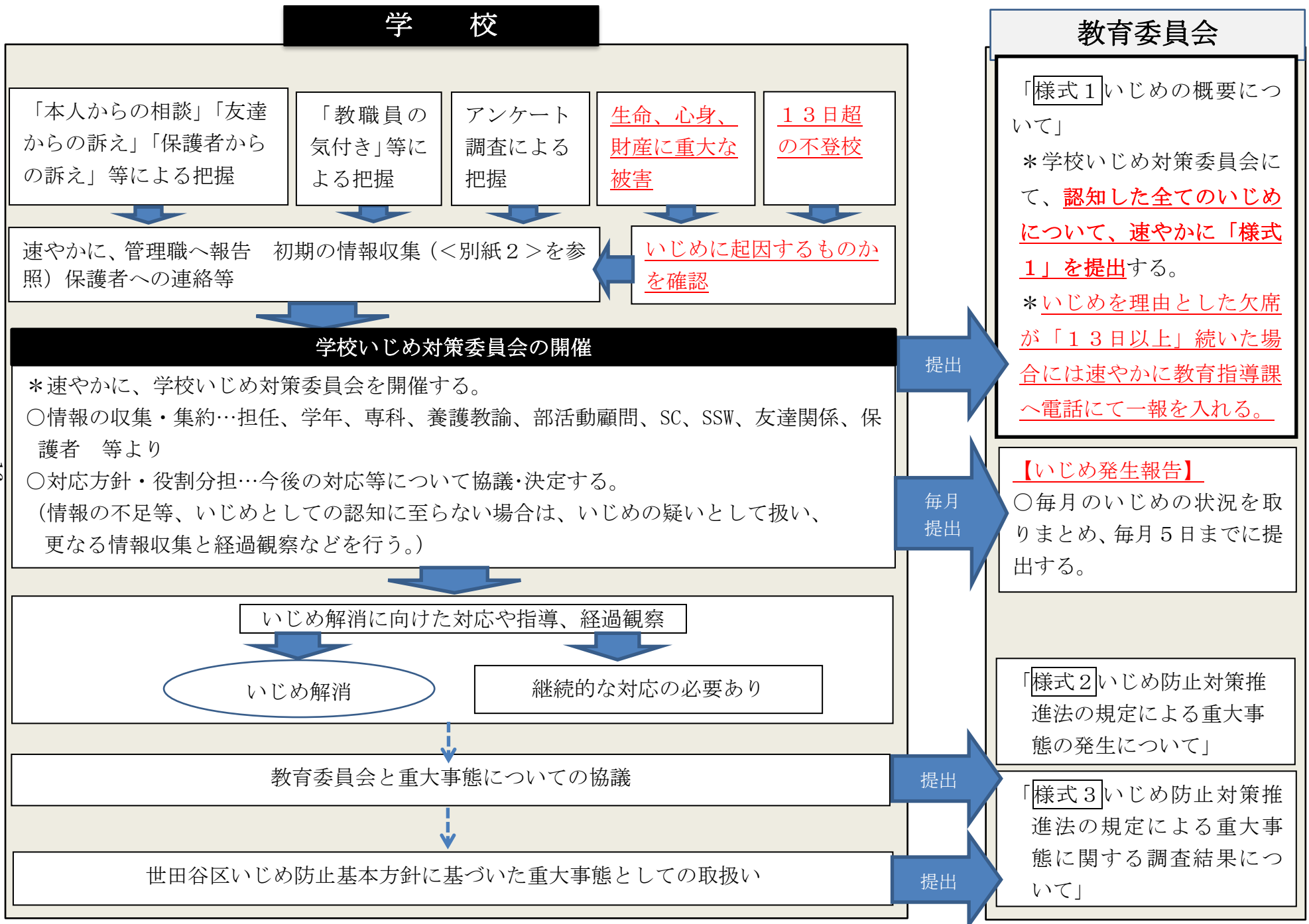
参照 P.23

教員シート		いじめ防止等の対策の取組状況について		学校名	世田谷区立〇〇学校 (全日制・定時制・通信制)		職層	氏名	〇〇 〇〇
①【実行】		② 6月【評価・改善】取組状況の振り返り		③ 11月【評価・改善】重点課題の設定・改善策の実体化		④【計画】学校いじめ防止基本方針の改訂			
		18のチェックリスト ※ 校務上、回答できない項目については「★」を選択してください。		6月 評価	11月 評価	取組状況の見える化			
1	軽微ないじめも見逃さない	① いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知している。	【上】P38 【下】P72, 73						
2	教師一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む	② いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」と対応方針や役割分担を協議している。	【上】P66 【下】P74～77						
3	相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す	③ 年に3回以上のいじめ防止等のための校内研修やOJT等を順次受け、日常の指導に生かしている。	【上】P27 【下】P70～96						
4	子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする	④ 「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて理解している。	【上】P25, 26						
5	保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る	⑤ 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容について理解している。	【上】P24						
6	社会全体の力を結集し、いじめに対峙する	⑥ 児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告している。	【上】P45						
7		⑦ いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について理解している。	【上】P70						
8		⑧ いじめの事実について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している。	【上】P45 【下】P84, 85						
9		⑨ いじめ対策に関する学校評価の結果を受け、自身の取組を振り返ったり、改善を図ったりしている。	【上】P27 【下】P86, 87						
10		⑩ 年3回以上のいじめを把握するためのアンケートを順次実施し、その内容を教職員間（スクールカウンセラー等）の心理職を含む）で共有している。	【上】P47, 48 【下】P84, 85						
11		⑪ 児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼できる大人に相談するよう指導している。	【上】P30 【上】P47～50						
12		⑫ いじめに関する授業を年3回以上計画し、順次実施している。	【上】P29 【下】P6～67						
13		⑬ 児童・生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導している。	【上】P29						
14		⑭ 日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定している。	【上】P21, 32						
15		⑮ 保護者に対して、保護者会や学年便り等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」の内容について伝えている。	【上】P36						
16		⑯ いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えている。	【上】P63						
17		⑰ 学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について理解している。	【上】P36 【上】P52～54 【下】P80, 81						
18		⑱ いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか理解している。	【上】P64, 75						
				【6月】自身のいじめ防止等の対策 取組状況の振り返り		○ 成果			
						● 課題			
						【11月】上記の課題解決に向けて、自身で取り組む具体的な改善策			

2 学校チェックシート

○各学校において、本シートを活用しながら確実に12の取組を実施していることを確認すること。

取組番号	取組項目	実施時期			チェック
		4・5・6・7・8 月	9・10・11・12 月	1・2・3 月	
(1)	「学校いじめ防止基本方針」の周知及び見直し・改訂	[4月] 保護者周知 HP掲載		[3月] 改定	
(2)	「いじめ防止等に取り組む組織」の設置及び取組	[4月] 組織設置			
(3)	「いじめ防止の取組」に関する校内研修の実施	[学期に1回]	[学期に1回]	[学期に1回]	
(4)	「インターネットトラブルから子どもを守るために」配布及び活用	[4月] 保護者配布			
(5)	保護者会での取組周知	[4月] 保護者周知		[3月] 保護者周知	
(6)	「学校生活のアンケート」等の実施	[6月/ふれあい月間] 実施	[11月/ふれあい月間] 実施	[2月] 実施	
(7)	Q-U調査の実施及び分析	①[5～6月]実施 ①[7～8月]分析	②[10～12月] 実施	②[1～2月] 分析	
(8)	「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」の実施 *毎月の「月例報告」 *初期の情報収集	[毎月] 月例の集計・分析・対応			
		[常時] 初期段階の情報収集			
(9)	いじめに関する授業や取組の実施 「傍観者に視点をあてた授業」	[年間3回以上]実施			
	「いじめ防止プログラム」等の活動 (中学校)	[年間1回以上]実施			
(10)	スクールカウンセラーによる 全員面接	[1学期] 実施			
(11)	進級・進学する児童・生徒の 情報共有			[3月] 実施	
(12)	いじめ対策に関する教師自身の 取組の振り返り	[6月/ふれあい月間] 実施	[11月/ふれあい月間] 実施		



4 いじめに係る提出様式

様式1 いじめの概要について

作成日時 令和 年 月 日

学校名 世田谷区立 学校

校長名 ○○ ○○

1 いじめに係る被害児童・生徒について

氏名（ふりがな）	性別	学年・学級	担任	備考

2 いじめに係る加害児童・生徒について（必要に応じて欄を増やしてください。）

氏名（ふりがな）	性別	学年・学級	担任	備考

3 いじめに係る事態の内容

（1）いじめの概要

（2）事実経過及び学校の対応等 * 必要に応じて欄を増やしてください。

月日	事実経過、被害児童・生徒及び保護者への対応、加害児童・生徒及び保護者への対応等	
/	発見のきっかけ	
/	学校いじめ対策委員会開催	
/	被害児童・生徒への聞き取り	
/	加害児童・生徒への聞き取り	
/	加害児童・生徒への指導	
/	被害児童・生徒の保護者への連絡	
/	加害児童・生徒の保護者への連絡	
/	加害児童・生徒からの謝罪	
/	関係諸機関等との連携	
/		

4 学校における今後の対応

（1）被害児童・生徒への支援

（2）加害児童・生徒の観察等

（3）その他

第 号
令和 年 月 日

世田谷区教育委員会教育長 殿

世田谷区立 学校
校長 印

いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）

このことについて、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定による重大事態の発生を認知したので、同法第 30 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 いじめに係る被害児童・生徒について

- (1) 氏名及び性別
- (2) 生 年 月 日
- (3) 学年・学級
- (4) 保護者氏名
- (5) 学級担任氏名

2 いじめに係る事態の内容

- (1) いじめの態様
 - ア 重大事態の分類
 - イ いじめの態様
- (2) いじめの行為の概要

(3) いじめ発見のきっかけ

- ア 分類
- イ 発見のきっかけの概要

(4) いじめの発生時期

令和 年 月

(5) 発生報告時の状況

- ア 分類
- イ 発生報告時の状況の概要

3 いじめに係る加害児童・生徒について

	氏 名 (ふりがな)	性別	学年・学級	備 考
1				
2				
3				
4				
5				

4 事実経過及び学校の対応等

月 日	事実経過	学校の対応（加害・被害児童生徒、保護者への対応等）
○月○日		

5 今後の対応

（１）調査組織について

ア 組織の構成員

イ 調査方法

ウ 調査結果報告予定日 令和 年 月 日

（２）その他

第 号
令和 年 月 日

世田谷区教育委員会教育長 あて

世田谷区立 学校
校長 印

いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査結果について

このことについて、令和 年 月 日付 第 号により報告したいじめ防止対策推進法
第 28 条第 1 項の規定による重大事態に関する調査結果について、下記のとおり報告します。

記

1 いじめに係る被害児童・生徒について

- (1) 氏名及び性別
- (2) 生 年 月 日
- (3) 学年・学級
- (4) 保護者氏名
- (5) 学級担任氏名

2 調査方法等について

- (1) 調査組織及び構成員
 - ア 調査組織の名称
 - イ 調査組織の構成員

(2) 調査期間 令和 年 月 日 から 月 日 まで

(3) 調査の主な方法

3 調査結果について

(1) いじめの行為の有無

(2) いじめに係る加害児童・生徒

	氏 名 (ふりがな)	性別	学年・学級	備 考
1				
2				
3				
4				
5				

(3) いじめの行為が行われた期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

4 事実経過及び学校の対応等

5 現在の状況について

6 本件経緯の中での課題・問題点について

7 再発防止策について

8 添付資料

Ⅲ 資 料

いじめ防止において必ず取り組む18の項目

本ページでは、「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」に基づき、教員が必ず取り組む項目を18にまとめている。日常における自身のいじめ防止の取組を点検・評価し、改善を図り、対応力を高めることが大切である。

※ この18の項目は、ふれあい月間「教職員シート」14ページに対応している。

未 未然防止 発 早期発見 対 早期対応 重 重大事態への対応

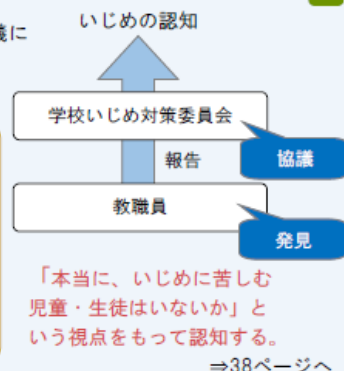
ポイント1 軽微ないじめも見逃さない <教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知>

①定義に基づく確実ないじめの認知

○いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知しているか。

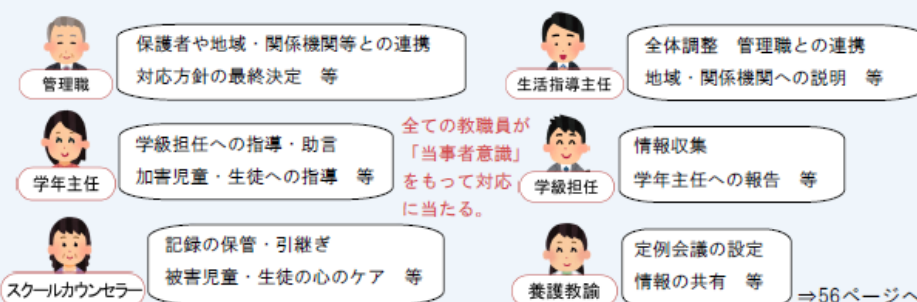
いじめの定義

- 1 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童・生徒であること
- 2 AとBの間に一定の人間関係があること
- 3 Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
- 4 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること



②対応方針・役割分担の協議

○いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」と対応方針や役割分担を協議しているか。



ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で丸となって取り組む <「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応>

③年3回以上の研修の実施

○年に3回以上、いじめ防止等のための校内研修やOJT等を受け、日常の指導に生かしているか。



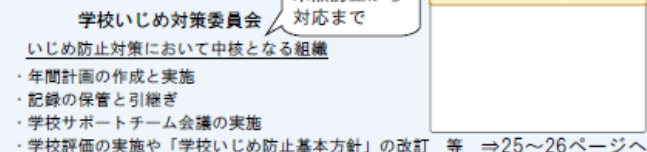
いじめ総合対策【第2次・一部改定】
下巻「実践プログラム編」等を参考

教職員一人一人の対応力の向上を図る。

⇒27ページへ

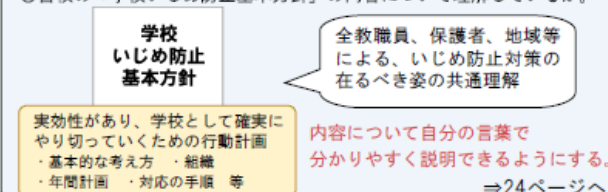
④学校いじめ対策委員会についての理解

○「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて理解しているか。



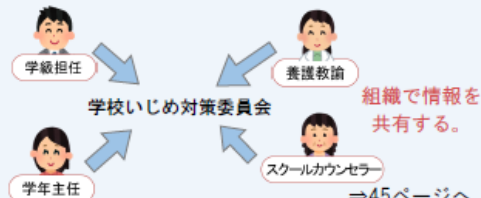
⑤基本方針の理解

○自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容について理解しているか。



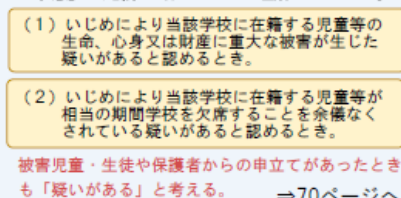
⑥学校いじめ対策委員会への報告

○児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告しているか。



⑦重大事態の定義・対応

○いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対応について理解しているか。



⑧情報共有シートの活用

○いじめの事例について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有しているか。



⑨学校評価の活用

○いじめ対策に関する学校評価の結果を受け、自身の取組を振り返ったり、改善を図ったりしているか。



ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す ＜教育相談体制の充実＞

⑩児童・生徒アンケートの実施

○いじめを把握するためのアンケートを年3回以上実施し、その内容を教職員間で共有しているか。

不安や悩みに関するアンケート

上記のアンケートは必ずしも、全ての児童・生徒のみに実施する必要はない。実施する児童・生徒は、必要に応じて選定し、全ての児童・生徒に実施するものとする。

1 実施の目的について

実施の目的	実施の時期	実施の場所	実施の方法
いじめやいじめの疑いがある状況を確認するための重要な参考資料とする。	年3回以上	学校内	紙による
いじめやいじめの疑いがある状況を確認するための重要な参考資料とする。	年3回以上	学校外	紙による
いじめやいじめの疑いがある状況を確認するための重要な参考資料とする。	年3回以上	学校内	紙による
いじめやいじめの疑いがある状況を確認するための重要な参考資料とする。	年3回以上	学校外	紙による

2 実施の方法について

実施方法や質問項目は、子供の実態を踏まえ、学校や学年ごとに検討する。

3 アンケート用紙は、「文書管理規則」等に基づき、全員分を確実に保管する。

いじめやいじめの疑いがある状況を確認するための重要な参考資料とする。

実施方法や質問項目は、子供の実態を踏まえ、学校や学年ごとに検討する。

周囲の子供に気付かれることなく、安心して悩みを記述できるように配慮する。

アンケート用紙は、「文書管理規則」等に基づき、全員分を確実に保管する。

⇒47～48ページへ

⑪SOSの出し方に関する教育の推進

○子供に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも担任や他の教職員に相談するよう指導しているか。

身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにする。

身近にいる大人や友達がSOSを受け止め、支援できるようにする。

DVD教材等を活用した指導
いずれかの学年で年間1単位時間以上

全ての子供たちを対象とした指導
「身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」

校長講話 学級指導 相談窓口一覧 配布時

年間計画に位置付け、全教職員による計画的な指導を
子供の不安や悩みを十分に聴き取る。

⇒30ページへ

ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする ＜日常の授業から、話し合い等を通して多様性を認め合う態度を育成＞

⑫いじめに関する授業の実施

○いじめに関する授業を年3回以上計画し、実施しているか。

いじめ総合対策
【第2次・一部改定】下巻
【実践プログラム編】

ウェブサイト「考えよう！
いじめ・SNS@Tokyo」

いじめ問題に対応できる力を身に付ける学習になっているか。
自己の生き方についての考えを深める学習になっているか。
⇒29ページへ

⑬いじめを許さない指導の徹底

○児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導しているか。

どんな場合でも、いじめを行う方法で対処してはならない。

同じ言葉や行為でも、人によって感じ方が異なる。
相手が心身の苦痛を感じる行為は「いじめ」になる。

⇒29ページへ

⑭合意形成や意思決定の場面の設定

○日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定しているか。

多様性や互いのよさを認め合える態度の育成

授業で…

グループでの対話や協議

集団での課題解決

授業以外で…

部活動で

友達との関わりで

家庭生活で

異なる意見や考えを基に、様々な解決の方法を模索したり、折り合いを付けたりする場面を、日常的に設定する。

⇒21・32ページへ

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る ＜保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進＞

⑮基本方針の周知

○保護者に対して、保護者会や学年便り等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」の内容について伝えているか。

学校ホームページへの掲載

学年便りでの周知

年度当初の保護者会で

道徳授業地区公開講座で

全ての教職員が分かりやすい言葉で説明「知らせる」のみならず、「伝わる」ように

⇒36ページへ

⑯保護者への対応方針の伝達

○いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えているか。

双方の保護者に対して
「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明する。

その上で…

- 被害の子供の保護者に対して
子供の安全確保、心理的ストレスや不安の解消についての説明 等
- 加害の子供の保護者に対して
いじめの行為を行う背景を踏まえた指導、家庭での指導の依頼 等

互いの子供が安心して学校生活を送ることができるように

⇒63ページへ

ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する ＜地域、関係機関等との日常からの連携＞

⑰地域、関係機関等との連携

○学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について理解しているか。

犯罪行為への対応、少年相談、補導、地域パトロール 等

児童・生徒及び保護者への指導と相談 等

警察職員

学校

児童相談所職員

スクールソーシャルワーカー

民生・児童委員

保護司

保護者への支援・学校と保護者のパイプ役 等

保護観察中の児童・生徒に対する面接の実施 等

家庭状況の把握や支援 等

普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりを行う。

⇒36・52～54ページへ

⑱重大性が高い事案への対応

○いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか理解しているか。

連絡

支援

学校

警察

例えば…

- プロレスと称して、同級生を押さえ付けたり投げたりする。
- 教科書等の所持品を盗む。
- 「学校に来たら危害を加える」と脅すメールを送る。
- 被害の子供の安全を確保し、加害の子供の更生を図る。

暴行（刑法第208条）

窃盗（刑法第235条）

脅迫（刑法第222条）

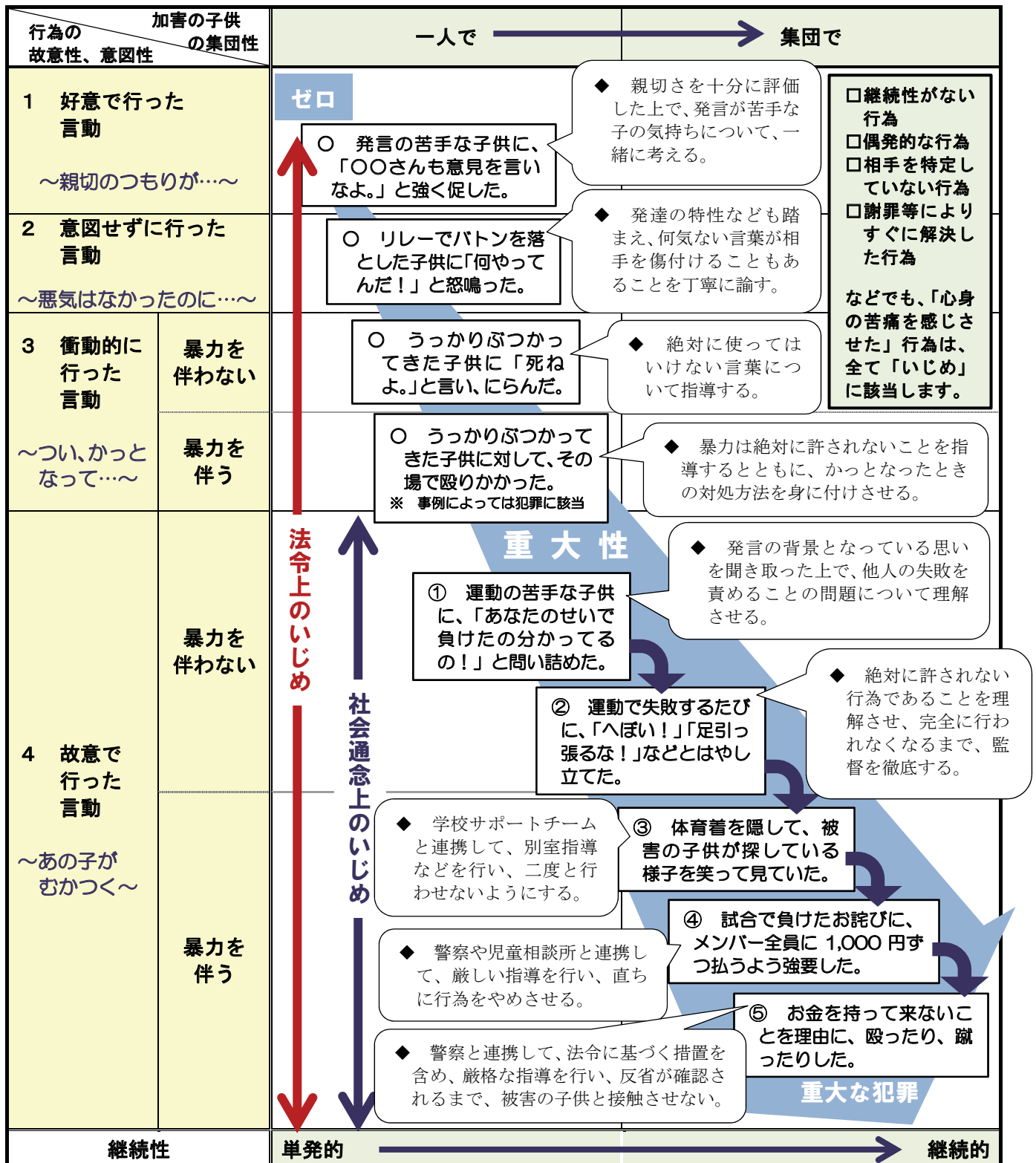
⇒64・75ページへ

● 重大性の段階に応じたいじめの類型（例） ～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。

※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有勢力の行使全般を指す。

「いじめ」の定義（文部省・文部科学省による）の変遷

文部省・文部科学省は、昭和 61 年度以来、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」などにおいて、「いじめ」の定義を策定・変更してきた。その背景には、子供がいじめを苦にして自殺した事案が関わっている。報道により「いじめ」が大きな社会問題となるたびに、学校がいじめの捉え方の課題を踏まえて、その定義が広範囲なものに修正されてきたことが分かる。

学校は、二度といじめを苦にして自ら命を絶つような事案を起こさないために、「いじめ」の定義が変更されてきた経緯を正しく理解し、現行の定義に基づき、確実な認知に努める必要がある。

年	「いじめ」の定義	定義策定・変更のきっかけとなった事案	「いじめ」の捉え方（変遷）
昭和 61 年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、 学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。	東京都中野区 中学校 2 年生 自殺	◆ <u>加害の子供の行為の側に立って「いじめ」を規定</u> ○ 弱い者に対して一方的に（力関係の存在） ○ 身体的・心理的な攻撃 ○ 被害の子供が深刻な苦痛を受けているもの ○ 学校が確認しているもの ○ 学校の内外を問わないもの
平成 6 年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。	愛知県西尾市 中学校 2 年生 自殺	○ 「継続的に」を追加（行為の継続性） ○ 個々の「いじめ」の判断は、表見的・形式的に行うことなく、 被害の子供の立場に立つて行うこと を追加 ○ 「学校が確認している」という要件を削除
平成 18 年度から	当該児童生徒が、 ①一定の人間関係のある者から、 ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 ③精神的な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。	北海道滝川市 小学校 6 年生 自殺 福岡県筑前町 中学校 2 年生 自殺	◆ <u>被害の子供の心情の側に立って「いじめ」を規定</u> ○ 一定の人間関係（「弱い者に対して」を変更） ○ 心理的・物理的な攻撃 ○ 精神的な苦痛を感じているもの（「受けている」を「感じている」に変更、「深刻な」を削除） ○ 「継続的に」を削除
平成 25 年度から （いじめ防止対策推進法の施行に伴う）	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	滋賀県大津市 中学校 2 年生 自殺 東京都品川区 中学校 1 年生 自殺	○ 心理的・物理的な影響（「攻撃」を変更） ※ この規定では、加害の子供が主語となっているが、平成 18 年からの定義である被害の子供の心情の側に立って定義されていると理解すべきである。

⑤ いじめ発見のチェックシート

1 表情・態度

- | | |
|--|---|
| ☐ 笑顔がなく、沈んでいる。 | ☐ ぼんやりとしていることが多い。 |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。 | ☐ わざとらしくはしゃいでいる。 |
| ☐ 表情がさえず、ふさぎこんで元気がない。 | ☐ 周りの様子を気にし、おどおどとしている。 |
| ☐ 感情の起伏が激しい。 | ☐ いつも一人ぼっちである。 |

2 身体・服装

- | | |
|---|--|
| ☐ 身体に原因が不明の傷などがある。 | ☐ けがの原因を聞いても曖昧に答える。 |
| ☐ 顔色が悪く、活気がない。 | ☐ 登校時に、体の不調を訴える。 |
| ☐ 寝不足等で顔がむくんでいる。 | ☐ ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。 |
| ☐ シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。 | ☐ 服に靴の跡が付いている。 |

3 持ち物・金銭

- | | |
|--|--|
| ☐ 鞆や筆箱等が隠される。 | ☐ ノートや教科書に落書きがある。 |
| ☐ 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。 | ☐ 作品や掲示物にいたずらされる。 |
| ☐ 鞆や靴が隠されたり、いたずらされたりする。 | ☐ 必要以上のお金を持っている。 |

4 言葉・言動

- | | |
|---|--|
| ☐ 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。 | ☐ 他の子供から言葉掛けをされない。 |
| ☐ 一人でいたり、泣いていたりする。 | ☐ 教室に遅れて入ってくる。 |
| ☐ 忘れ物が急に多くなる。 | ☐ いつも人の嫌がる仕事をしている。 |
| ☐ すぐに保健室に行きたがる。 | ☐ 職員室や保健室の前でうろうろしている。 |
| ☐ 休み時間に校庭に出たがらない。 | ☐ 家から金品を持ち出す。 |
| ☐ 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・SNS等の着信をチェックしたりしている。 | |

5 遊び・友人関係

- | | |
|---|--|
| ☐ 遊びの中に入っていない。 | ☐ 笑われたり冷やかされたりする。 |
| ☐ 友達から不快に思う呼び方をされる。 | ☐ グループでの作業の仲間に入っていない。 |
| ☐ 特定のグループと常に行動を共にしている。 | ☐ よくけんかをする。 |
| ☐ 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。 | |
| ☐ 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 | |
| ☐ 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている。 | |

6 教職員との関係

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ☐ 教職員と目線を合わせない。 | ☐ 教職員との会話を避ける。 |
| ☐ 教職員と関わろうとせず、避ける。 | |

いじめ 許さない 見逃さない



いじめを「傍観している子」から、 「制止グループ」が生まれる学級づくり

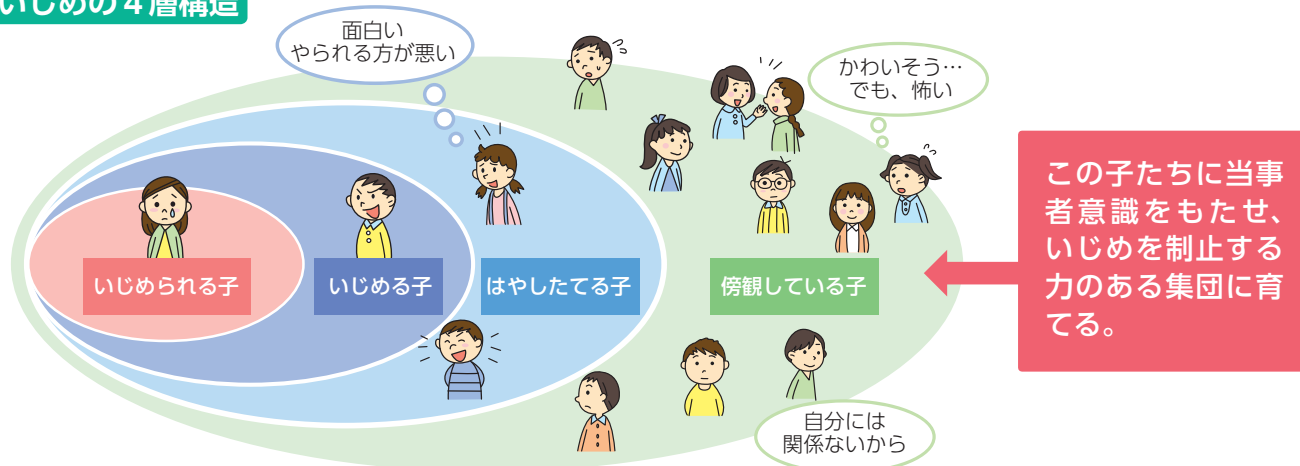
いじめは、「どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも」起こりうる、子どもたちにとって最も身近で深刻な問題です。

平成29年3月に文部科学省が改定した「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「傍観者にならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとする、いじめを止めるための行動をとる重要性を理解するよう促すとともに、主体的な態度を育成する指導を行う。」ことが新たに盛り込まれました。

これまで、いじめ防止については、いじめをしている児童及びいじめられている児童への対応が中心でしたが、改定を踏まえ、傍観している子たちの存在に着目し、いじめに正面から向き合い、自ら考え、行動できるようにするための指導のポイントや取組例をまとめました。

*「傍観している子」に着目

いじめの4層構造

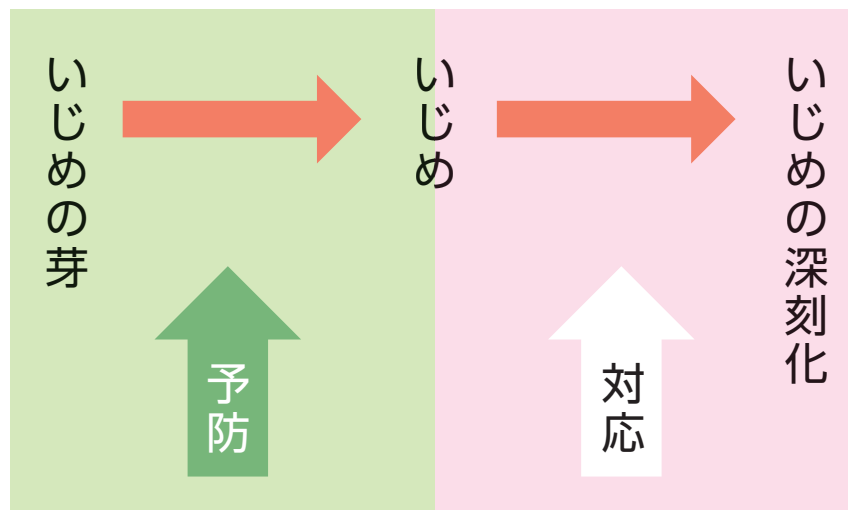


いじめの継続や深刻化には、「いじめる子」と「いじめられる子」以外の「はやしたてる子」や「傍観している子」が大きく影響しています。いじめの継続や深刻化することを防ぐためには、傍観している子の中から、制止グループが現れることが必要です。

* いじめを深刻化させない学級づくり

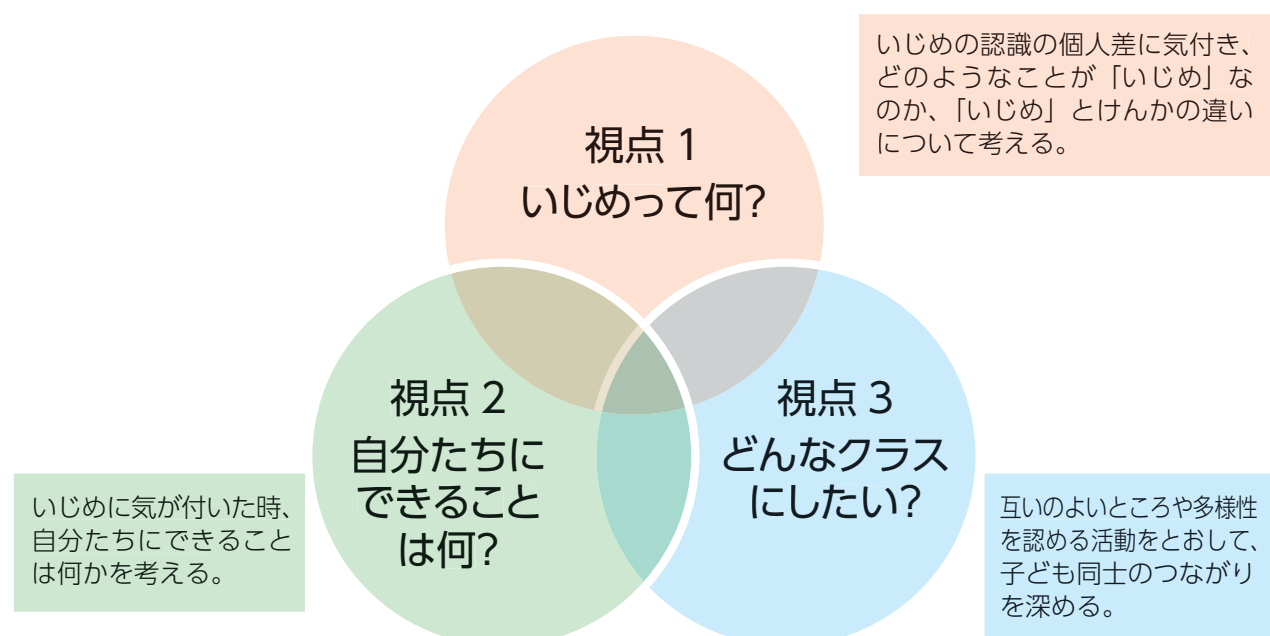
いじめは、「いじめの芽」から始まります。「いじめの芽」はどの学級にも起こり得ます。「いじめの芽」が「いじめ」にエスカレートしない学級、いじめを深刻化させない学級をめざすことが大切です。本授業は、「いじめ」にエスカレートしないための予防をねらいとしています。

また、「違い」があってよいことを徹底することも大切な要素となります。



* 授業づくりの視点

子どもたち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることを目的としています。また、子どもたちの自己肯定感を育むとともに、人はそれぞれ感じ方が違うことなど、多様性を認める風土をつくっていくことも重要です。

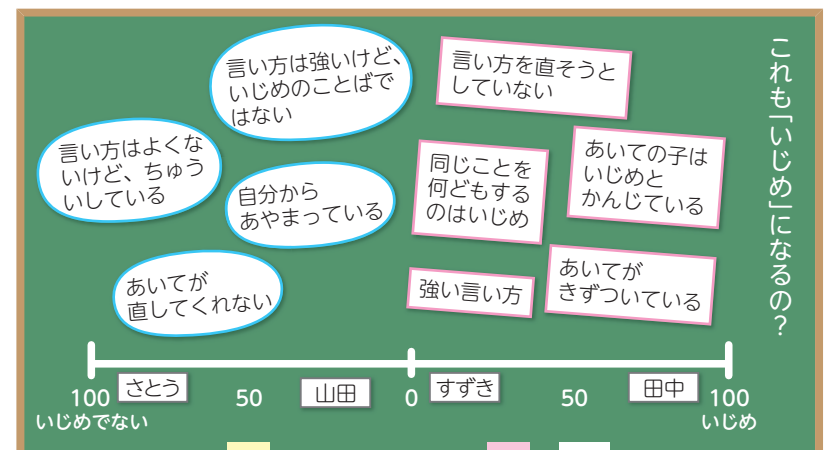


「これもいじめになるの？」

学習活動	指導上の留意点
1 課題をつかむ。 T ：どのようなことが「いじめ」なのか考えよう。	● 「いじめ」は絶対にいけないことであることを確認する。
2 「いじめ」について話し合う。 T ：お話①はいじめだと思いますか、違うと思いますか。理由も考えましょう。 T ：今の話合いを通して、お話②についても考えてみましょう。	【お話①の内容】 片付けが苦手な子に注意しているうち、他のことも注意を始めた。言われた子は、傷ついている。 ● 「心情物差し」上に名前マグネットを貼り、子どもの考えが見えるようにする。考えが変わったらマグネットを移動し、その理由を伝えるようにする。 【お話②の内容】 縄跳びに引っかけたとき、「なんで跳べないんだ」と言われ、縄跳びが嫌いになった。 ● 人によって「いじめ」に対する捉え方が違うことを確認する。
3 「いじめ」について捉えなおす。 T ：話合いを通して、どのようなことがいじめだと思いましたか。	
4 自己の生活を振り返る【ワークシート】 T ：今日の学習を通して、これからどのように生活していきたいと思いますか？	

POINT

「いじめ」に対する捉え方が、それぞれ違うことに気付かせたい。



「いじめのないすてきな学級をつくろう」

学習活動	指導上の留意点
1 課題をつかむ。 T：みんなで、いじめのないすてきな学級をつくるには、どうしたらよいか考えよう。	
2 「安心して過ごせる学級」とはどのような学級か考える。 T：「友達との関係」を視点にして、これまでの経験や出来事で感じたことを話し合ってみよう。	
3 いじめに関するDVDを視聴し、「いじめ」の捉え方は人それぞれ違うことを考える。 【使用教材】 『STOP！いじめ あなたは大丈夫？』 (児童・生徒指導編 小学校編) 東京都教育委員会 ＊冒頭の5分 T：動画の事例の香織さん、3人の友達、見ていたクラスメイトたちが、それぞれどんな気持ちになっていたのか考えよう。 T：これはいじめなのだろうか？自分の意見とその理由を説明しよう。	【動画の内容】 忘れ物をしがちな子に対して、見かねた3人の友達が「連絡帳に書いてやる」など手助けを始めた。徐々にランドセル内側に大きな貼り紙をしたり、悪口や揶揄するあだ名を付けたりといじめに発展していく。 ●相手が苦痛を感じていたら、いじめであることを確認する。
4 自分の今後のめあてをもつ。 T：「みんなが安心して過ごせる学級」という視点で、自分にできることを考えよう。	

POINT

いじめは、いじめられている人の気持ちを考えることが重要なことに気付かせたい。



いじめのないすてきな学級をつくろう

安心して過ごせる学級

なかよしの友達がいる みんながやさしい
ルールや約束を守る 思ったことが言える
なかまはずれをしない 言い方がやさしい

それぞれの気持ち

香織さん… 嫌だな 悲しい
3人の友達… そんな名前ではばないで
あなたのためだよ
親切にしてあげたのに
あきれた
クラスメイト
何かあったのかな
口を出すと何か言われるかも
まきこまれたくない

これはいじめ？

【はい】

- ・相手がいやがることをしているから
- ・3対1だから
- ・変なあだ名でよんでいるから

【いいえ】

- ・かおりさんにもだめなところがあったから
- ・暴力はしていないから
- ・3人は親切のつもりだった

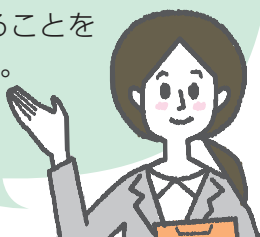
いやだと感じることは一人一人ちがう。
相手がいやがり、きずつくことは「いじめ」

「『いじめかもしれない』と思った場面を見たら…」

学習活動	指導上の留意点
1 課題をつかむ。 T：「いじめかもしれない」と思う場面を見たらどうしたらよいか考えよう。	
2 いじめに関するDVDを視聴し、「いじめかもしれない」と思う場面を見たとき、自分ならどのように行動するかを考える。 【使用教材】 『STOP！いじめ あなたは大丈夫？』 （児童・生徒指導編 小学校編）東京都教育委員会 ＊5分02秒～7分04秒部分 T：いじめを止める方法として、どのようなことができるか話し合しましょう。	【動画の内容】 いじめに気付いたクラスメイトが担任に知らせた。全体指導し解決したかのように思えたいじめが、内容が変化し、継続していた。 ●いじめを止める方法は様々あることや、いじめられている人に寄り添うことの大切さを確認する。
3 自分の今後のめあてをもつ。 T：いじめに発展しないよう、自分にできることとクラスの友達と協力してできることを考えよう。	●直接いじめを止めることができなくても、大人への相談、寄り添うなどいろいろな方法があることを確認する。

POINT

一人で止めるのは難しくても、みんなでいじめはいけない、ゆるさないという気持ちで行動すると、いじめが起きにくい雰囲気生まれることを理解させたい。



「いじめかもしれない」と思った場面を見たら…

【知らせる・相談】

- ・先生に言う
- ・家の人に相談する
- ・友達に相談する
- ・アンケートに書いて知らせる

【いじめている人に】

- ・注意する
- ・「やめなよ」と言う
- ・「どうしていじめをするの？」と理由を聞く
- ・一緒にいじめない
- ・おもしろがらない

【いじめられている人に】

- ・励ます
- ・だれもいじめを止めないならいじめはめ
- ・いつしよに「やめて」といってあげる
- ・その場から連れて行く
- ・やさしくする
- ・相談にのる

いじめを止める方法は、こんなにたくさんある!

『『集団の力』について考えよう』

学習活動	指導上の留意点
1 課題をつかむ。 T：集団の力について考えよう。このクラスのよいところはどんなところですか。	
2 動画資料「Friends-Tillsammans」を視聴して、気が付いたことを話し合う。 T：出来事や登場人物の様子についてグループで話し合ってみよう。	【動画の内容】 いじめられている子を見かけ、その周りで遊んでいた子どもたちは、いじめている子をみんなで見る。いじめている子は、いじめる行為を止める。
3 もう一度動画を視聴し、話し合った内容と動画の内容を比べる。 T：いじめの加害者、被害者だけでなく、「周りの人」がそれぞれどのような様子か確認してみよう。	●誰のどのような行為がいじめを抑止しているのか確認するように言葉をかける。
4 動画に合うキャッチフレーズや理由を考え、発表する。 T：動画に合うキャッチフレーズとその理由をグループで話し合ってみよう。	
5 集団の力について、考えたことをまとめる。 T：集団の力を高めるためにはどんなことが大切か、また自分にできることを書いてまとめよう。	●各自が考えたことは、集団を強くするために必要な要素であることを確認する。

POINT

「傍観者にならない、増やさない」ために、自分にできることを考えさせたい。



〈○年○組のよいところ〉

明るい
男女仲よし
あいさつができる
意見がたくさん出る
チームワークがよい
元気な人が多い

「集団の力」について考えよう

〈動画を見て〉

●班
いじめっ子がぼうしを取っていじめていた

●班
いじめた人をみんなが見ていた

●班
いじめている人が冷たい目で見られていた

●班
みんなに見られていじめを止めた

●班
みんながいじめっ子をにらんで助けた

●班
子どもだけでなく大人も見ている

〈キャッチフレーズ〉

- ・みんなの力でいじめを止めよう
- ・みんなあなたを見ています
- ・仲間を大切に
- ・君は一人じゃない

《集団を強くするために》

全員にやさしくする
自分のことじゃなくても声をかける
自分を知ってもらおう
自分からあいさつをする

視点3 「どんなクラスにしたい？」の事例

いじめを深刻化させないために、いじめは絶対に許されない行為であること、同じ言葉や行為に対して、楽しいと感じる人もいるが、つらいと感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることについて、子どもたちが話し合いながら考える活動を展開します。

ふわふわ言葉、ちくちく言葉

友達に言われてうれしかった言葉や、言われて嫌だった言葉を共有することで、言葉の暴力にみんなで「No」と言える風土づくりと、温かい言葉で誰もが居場所のある学級づくりを行います。

学 年 例：低学年
実施時期例：4月



読み聞かせ

いじめについて考えるきっかけづくりのために、いじめに関する本を全校朝会等で読み聞かせする。その後の学級活動の時間等を使って、改めていじめについての話し合い活動を行っていきます。

学 年 例：全学年
実施時期例：6月

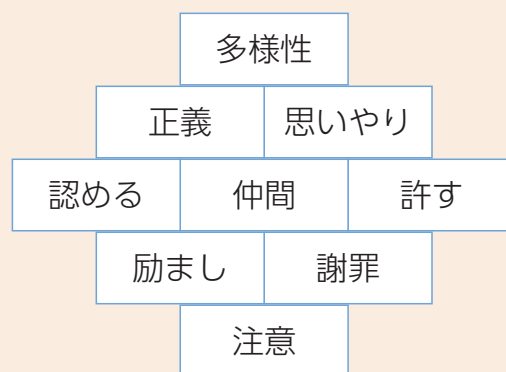


講談社 キャサリン・オートシ／作・絵 乙武洋匡／訳

ダイヤモンド・ランキング

グループ内での意見交換を通して、多様な見方や考え方があることに気付くとともに、相手の考えを尊重しながら、建設的に話し合いを進めていくことの大切さを理解できるようにします。

学 年 例：全学年
実施時期例：6月



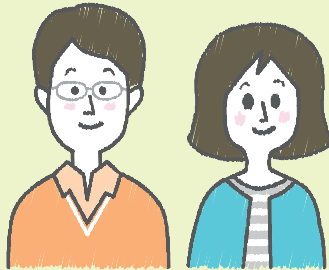
【参考】

「人権教育プログラム（学校教育編）」
東京都教育委員会（平成31年3月）P.25

* 授業後の保護者の声

授業実践後に、保護者の声をうかがいました。様々な方法で保護者と共通理解をはかり、協働することで、いじめの抑止力になります。

好きな人、嫌いな人、苦手な人、大勢が楽しい人、1人であるのが楽しい人、いろいろな人がいて、いろいろな考えがあって、「うまくやっていく」「そのために相手を尊重する」ことを身に付けてもらいたいです。



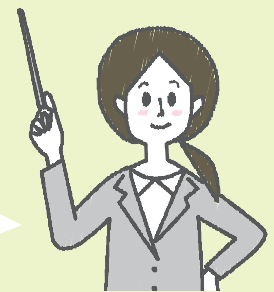
事例を挙げ、「どう思う?」「どうする?」と聞かれました。言った子どもの気持ち、言われた子どもの気持ちについて話をしながら、「もしかしたら、こういう解決法もあったのかも。」と提案をしていました。

* 授業に取り組むにあたって

区では「いじめに関する授業」を年間3回実施することとしています。本リーフレットの事例を参考に、学校・学級の実態に合わせて、いじめに関する授業を計画的に実施してください。

事例の「学習指導案・ワークシート等」は、以下のフォルダに保存されています。ご活用ください。

また、よい事例があれば、教育指導課にご連絡ください。



〔学習指導案・ワークシート等のデータ〕

全校共用X: ⇒ 1) 教育委員会事務局各課 ⇒ ⑥教育指導課 ⇒ いじめにかかわる実践事例

<参考文献>

「いじめへの対応のヒント」平成15年10月 文部科学省

「いじめ総合対策【第2次】」平成29年2月 東京都教育委員会

「いじめ—教室の病い—」森田洋司・清永賢二（金子書房）

「人権教育プログラム（学校教育編）」平成31年3月 東京都教育委員会

開発メンバー *所属は平成30年度現在

板澤 健一（委員長）	世田谷区教育委員会教育政策部副参事
渡部 理枝（副委員長）	世田谷区立尾山台小学校校長
戸田 有一（アドバイザー）	大阪教育大学教育学部教授
加藤 ユカ	世田谷区立武蔵丘小学校副校長
羽鳥 晋	世田谷区立桜丘小学校主幹教諭
山之内 怜	世田谷区立明正小学校主幹教諭
藤谷 弥生	世田谷区立池之上小学校主幹養護教諭
栗林 扶海代	世田谷区立松丘小学校主任教諭
室伏 あゆみ	世田谷区立桜町小学校主任教諭
古内 信伍	世田谷区立等々力小学校教諭



お問い合わせ

世田谷区教育委員会事務局教育指導課

電話 (5432) 2703

FAX (5432) 3041

世田谷区子ども条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 基本となる政策（第9条—第14条）
- 第3章 子どもの人権擁護（第15条—第24条）
- 第4章 推進計画と評価（第25条・第26条）
- 第5章 推進体制など（第27条—第31条）
- 第6章 雑則（第32条）

附則

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 総則

（条例制定の理由）

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

（条例の目標）

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

- （1）子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- （2）子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- （3）子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

（保護者の務め）

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。



(学校の務め)

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

(区民の務め)

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

(事業者の務め)

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

(区の務め)

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。

第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。

2 区は、子どもが個性をのびし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、児童相談所や自主活動をしている団体と連絡をとり、協力しながら、虐待の防止のための仕組みをつくるよう努めていきます。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。

第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くこと

を目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

- 2 擁護委員は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。
- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。
- 6 擁護委員に対する報酬は、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第28号）の規定により区長が定める額を支給します。

（擁護委員の仕事）

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- （1）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- （2）子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- （3）子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- （4）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- （5）子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- （6）子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- （7）活動の報告をし、その内容を公表すること。
- （8）子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

（擁護委員の務めなど）

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。
- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

（擁護委員への協力）

第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

- 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

（相談と申立て）

第19条 子ども（次に定めるものとします。）は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

- （1）区内に住所を有する子ども
- （2）区内にある事業所で働いている子ども
- （3）区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども
- （4）子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

（調査と調整）

第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必

要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。

3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。

7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務など)

第24条 擁護委員の庶務は、子ども部で行います。

2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。

3 擁護委員に準じて、第15条第6項と第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第4章 推進計画と評価

(推進計画)

第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくりま

2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。

2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

第5章 推進体制など

(推進体制)

第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。

(雇い主の協力)

第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。

2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

(啓発)

第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。

「いじめ防止基本方針」

(平成26年3月 令和4年1月改定 世田谷区・世田谷区教育委員会)

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、区立学校（以下「学校」という。）におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもとに、世田谷区（以下「区」という。）、学校、家庭、地域その他の関係機関等が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、世田谷区子ども条例（平成13年条例第64号。以下「条例」という。）等を踏まえ、本区におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

いじめを見落とすことがないように、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえる。行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、慎重に行う必要がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあることから、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

なお、いじめられた児童・生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぐに謝罪し、再び良好な関係を築くことができたりした場合には、例えば「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟かつ適切に対処する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

3 いじめの禁止

条例第13条第1項では、「だれであっても、いじめをしてはなりません。」と定めている。いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、

その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

条例第13条第2項では、「区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡を取り、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。」と定めている。

いじめは、どの学校にも起こりうるとの認識のうえで、区、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係機関等の連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうることから、この問題にはすべての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

また、すべての児童・生徒がお互いを認め、心の通う望ましい人間関係をはぐくむために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校におけるすべての教育活動を通して、すべての児童・生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、教職員が児童・生徒の多様性を認めることで、すべての児童・生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重するという経験を重ね、望ましい人間関係をつくる力をはぐくんでいく。

また、児童会や生徒会、スクールバディ活動など、児童・生徒による主体的な取り組みへの支援の推進に加え、すべての児童・生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感などを感じられる学級や学校づくりを推進していく。

さらに、幼児期の教育において、発達段階に応じて他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児同士の遊びを通した学びにおいて、相手が嫌がることをしないことを重視した取り組みを促す。

あわせて、いじめへの取り組みの重要性や学校などの姿勢、取り組みについて、積極的に保護者や地域等へ発信し、学校、家庭、地域などが連携して、取り組みを推進するための普及・啓発活動を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、すべての大人が連携・協力し、児童・生徒の小さなサインに気付く力を高めていくことが必要である。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやからかい、けんか、ふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合など、大人が気付くにくく判断しにくい形で行われたりすることも認識し、背景にある事情の把握に努め、児童・生徒の感じる被害性に着目するなど、児童・生徒の小さな変化をとらえ、理解を深めていくことが大切である。

このため、学校の教職員をはじめ、大人は児童・生徒の話に耳を傾け、心に寄り添

い、その気持ちを受け止め、児童・生徒との信頼関係などを高めていくとともに、学校などによるいじめの実態等を把握するための取り組みや、学校内、あるいは学校外における教育相談体制等の充実を図る。

また、電話やメールによる相談窓口等の周知などにより、児童・生徒が『声』をあげやすい環境づくり、雰囲気づくりに取り組んでいく。

さらに、家庭や地域などと連携し、家庭や地域の中で児童・生徒を見守っていく取り組みなどを推進する。

(3) いじめへの早期対応

いじめの情報を確認し、いじめの兆候が疑われた場合には、いじめを受けている児童・生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など学校において迅速に対応していくことが重要である。特に、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならないことを十分に理解する。また、保護者や教育委員会等への連絡・相談や、状況に応じ関係機関等との連携が必要である。

このため、いじめられた児童・生徒からの情報や、いじめの兆候を確実に受け止め、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けている児童・生徒を組織的に守り通し、再発防止に向けた取り組みなどを徹底していく。

また、いじめ問題に適切に対応するため、個々の教職員のいじめの問題への理解を深め、指導力を高めるとともに、教職員個人が情報を抱え込んだり、いじめを軽視したりすることなく、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、教職員が一体となり、保護者や関係機関とも連携を図りながら、組織的に対応していく。

(4) 家庭や地域、関係機関等との連携

地域ぐるみで児童・生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくには、家庭や地域の方々、関係機関等との連携が重要である。

このため、いじめの問題に対応し、区内のいじめ防止等に関係する機関や団体などとの連携を図るための体制を整えるなど、家庭や地域、関係機関等との適切な連携の確保や情報共有する仕組みを構築していく。

また、子どもの人権擁護のために、区長と教育委員会が共同設置した世田谷区子ども条例第15条第1項に基づく「世田谷区子どもの人権擁護委員」(以下「せたがやホッと子どもサポート委員」という。)の活動と協働し、いじめへの対応等を行うとともに、同委員の活動等の児童・生徒や、保護者、区民等への周知などを推進する。

さらに、PTAや地域の関係団体等と学校がいじめについて協議する機会を設定したり、地域運営学校の学校運営委員会を活用したりするなど、いじめについて家庭や地域等が連携した対応を推進していく。

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 区及び教育委員会が実施する施策

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

- ・ 児童・生徒がいじめについて深く考え、理解するための取り組みとして、学校における日常的な教育活動を通して人権意識を高める指導や機会をつくとともに、道徳教育を充実させる。
- ・ 「特別の教科 道徳」を中心とした道徳教育において、すべての児童・生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳の授業の改善を図る。
- ・ 生命や自然を大切にする心、社会性や規範意識などをはぐくむため、学校における自然体験活動や宿泊体験などの体験活動を推進する。
- ・ 児童・生徒が主体的に行う、いじめを生まない、許さない学校づくりに取り組む活動を支援するとともに、効果的ないじめ防止プログラムの改善・充実を図る。
- ・ 保護者や地域の方々が学校運営に参画する学校運営委員会などで、いじめの問題など、学校がかかえる課題を共有し、地域ぐるみで解決する取り組みを促進する。

(2) 関係機関等との連携した取り組みの推進

- ・ 区はいじめなど、子どもの人権侵害にかかる問題等を公平・中立で、専門性があり、第三者的立場から調整・解決する取り組みを促進する。
- ・ 区と教育委員会は、学校、せたがやホッと子どもサポート委員、区長部局関係所管部、児童相談所、人権擁護委員、警察署などで構成する「世田谷区いじめ防止等対策連絡会」を通じて、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携強化を図るなど、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、学校、家庭、地域及び関係機関等が連携した取り組みを推進する。
- ・ 教育委員会は、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、「世田谷区いじめ問題対策専門委員会」を置く。
- ・ 教育委員会は、保護者が適切に児童・生徒の規範意識を養うことができるよう、家庭教育への支援を行う。
- ・ 教育委員会はいじめ防止月間を定め、児童・生徒をいじめから守り、学校、家庭、地域及び関係機関等と連携して、いじめ防止等の取り組みを推進する。
- ・ 教育委員会は地域ぐるみで児童・生徒を見守りはぐくむため、学校運営委員会や学校協議会、学校支援のボランティア組織、新BOP、児童館など学校と地域が組織的に連携・協働する体制の推進を支援する。
- ・ 教育委員会は法律等の専門家と連携し、いじめをはじめとする学校の諸問題への相談・支援体制等を整備する。

(3) いじめの早期発見と適切な対応の促進

- ・ 教育委員会は、教育総合センターの心理や福祉の専門家などで構成される専門チームを活用し、来所、電話、メールなど多様な相談体制の充実を図るとともに、相談場所の連絡先を定期的に児童・生徒及び保護者などに周知する。
- ・ 教育委員会は、関係機関・家庭・地域等と連携して問題解決を図る、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を推進する。
- ・ 教育委員会はいじめ防止月間等において、学校とともに、いじめの状況を適切に把握するための調査など、必要な措置を行う。

- ・ 教育委員会は学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言又は支援を行う。

(4) 教職員等の資質の向上及び人材の確保

- ・ 教育委員会は、学校の教職員がいじめの問題に適切に対応できるよう研修の充実を図る。特に初任者研修等の年次研修では、チェックリストを活用して、軽微ないじめを見逃さずに的確に認知する能力を培う。
- ・ 教育委員会は生徒指導に係る教職員体制の整備など、児童・生徒一人ひとりにきめ細かく対応できる環境の整備を推進する。
- ・ 教育委員会は心理や福祉の専門家などによる、教職員の相談力等の向上のための研修を推進する。
- ・ 教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の確保など、必要な措置を講ずる。
- ・ 教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者に対しても、いじめ問題に適切に対応できるよう研修の充実を図る。

(5) インターネットを通じて行われているいじめ対策の推進

- ・ 教育委員会は、児童・生徒及びその保護者等が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒の情報モラル、ネットリテラシーをはぐくむ活動を支援するとともに、保護者などへのネット問題等への理解・啓発を推進する。

(6) 啓発活動の推進

教育委員会は保護者や地域の方々など広く、いじめの問題やこの問題への取り組みの重要性などについて、その理解を促すよう、家庭、学校、地域及び関係機関等に対して必要な広報その他の啓発活動を推進する。

(7) その他

区は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の必要な措置を講ずるよう努める。

2 学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・ 学校は、法第13条の規定に基づき、区の基本方針を参酌し、当該小・中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を定める。
- ・ 「学校基本方針」は、いじめ防止等の基本的な方向や取り組みの内容などについて定める。
- ・ 学校は、「学校基本方針」を定めた後、速やかに公表し、保護者、地域等の理解と

協力が得られるよう努める。

（２）いじめ防止等に取り組む組織

- ・ 学校は、法第２２条に基づき、いじめ防止等を実効的に取り組む組織を設置する。当該組織は、校長、副校長、教職員やスクールカウンセラー、スクールサポーター等で構成する。
- ・ 当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担うこととし、また、「学校基本方針」が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- ・ 当該組織は、学校において重大事態が発生した場合に、教育委員会の指導、助言または支援のもと、事実関係を明確にするための調査を行う。

（３）いじめの未然防止

- ・ 学校は、児童・生徒の多様性を理解し、自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、すべての教育活動を通じて、人権教育を推進する。
- ・ 学校は、児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、道徳教育及び体験・体感活動の充実を図る。
- ・ 学校は、「特別の教科 道徳」の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童・生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして児童・生徒同士で悩みを聞き合う活動等、児童・生徒自身の主体的な活動を推進する。
- ・ 学校は、一人ひとりの児童・生徒を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営を行う。
- ・ 学校は、いじめ防止等に資する児童・生徒の主体的な企画及び運営による活動を促進する。
- ・ 学校は、児童・生徒の情報モラル、ネットリテラシーをはぐくむ教育活動を推進するとともに、ネット上のいじめ防止のための啓発活動を促進する。
- ・ 学校は、校内研修の充実などを通して教職員の指導力、資質の向上を図る。
- ・ 学校は、児童・生徒及び保護者等に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- ・ 学校は、発達障害を含む、障害のある児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒、外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童・生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒、東日本大震災により被災した児童・生徒又は、原子力発電所事故により避難している児童・生徒等、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者等との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止に努める。

（４）いじめの早期発見

- ・ 教職員は、いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識

し、些細な兆候であっても、いじめでないのかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- ・ 教職員は、日常的に児童・生徒の様子や行動を観察することにより、児童・生徒の理解を深めるとともに、保護者等とも連携を図りながら、いじめの早期発見に努める。
- ・ 学校は、学級担任等が抱え込まないように、学校いじめ対策組織で迅速かつ的確に対応する。
- ・ 学校は、いじめに関する情報については、関わった児童・生徒や記載者、又、日時等を明確にし、記録、管理することで、教職員全体で共有する取り組みを推進する。
- ・ 学校は、教育委員会と連携し、いじめの実態等を適切に把握するため、児童・生徒を対象とする調査等を行う。
- ・ 学校は、いじめを受けた児童・生徒を助けるためには、児童・生徒の協力が必要となる場合があるため、児童・生徒に対して、傍観者とならず、教職員等への報告をはじめとするいじめを止めるための行動をとる重要性を理解するよう促すとともに、主体的な態度を育成する指導を行う。
- ・ 学校は、児童・生徒やその保護者が、いじめにかかる悩み等をいつでも相談できる体制を整備する。

(5) いじめへの対処

- ・ 学校は、児童・生徒がいじめを受けていると分かったときは、教職員が毅然とした姿勢を示し、迅速かつ組織的に事実確認を行うとともに、教育委員会に報告する。
- ・ 学校は、いじめを見逃すことなく、組織として情報を共有の上、チームで対応できる体制を整備し、適切に対応する。
- ・ 学校は、いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全確保や心のケアなどの支援を行うとともに、その保護者等への情報提供及び支援を行う。
また、必要に応じて、保護者会を開催するなど、保護者等との情報共有を図る。
- ・ 学校は、いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援、その保護者等に対する助言等を行う。
- ・ 学校は、教育委員会や関係機関、心理の専門家等と連携しながら、いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするための環境を確保する。
- ・ 学校は、児童・生徒からインターネットを通して行われる不適切な書き込みや画像の拡散等のいじめの訴えがあったときには、削除を申し入れるなど、教育委員会及び関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。
- ・ 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断するときは、警察署等との連携を図る。

(6) いじめの解消の判断

- ・ 学校は、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないことを全教職員で共通理解する。
- ・ 学校は、いじめが「解消している」と判断する際は、少なくとも、①いじめを受けた児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること及び、②いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じてい

ないこと、の2つの要件が満たされていることを確認する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

- ・ 学校は、いじめを受けた児童・生徒、いじめを行った児童・生徒の経過を追い、再発等の防止を図る。
- ・ 学校は、いじめが解消にいたっていない段階では、いじめを受けた児童・生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ・ 学校は、いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童・生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

3 学校に係る重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号)
- ・ いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号)
- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- ・ いじめられた児童・生徒又は保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 区と教育委員会又は学校による調査等

- ・ 学校は、重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて速やかに区長に報告するとともに、各教育委員にも報告する。
- ・ 学校は、被害児童・生徒の保護者等の理解を得て、学校運営委員会やPTA役員等に、事実経過や学校の対応方針等を説明し、必要に応じて解決に向けた協力依頼をする。
- ・ 教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに、学校が設置しているいじめ防止等に実効的に取り組む組織などにおいて、事実関係を明確にするための調査を実施する。(法第28条第1項)
- ・ 教育委員会は、学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う。
- ・ 学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施する。
- ・ 教育委員会が調査を実施する場合は、世田谷区いじめ問題対策専門委員会が調査する。
- ・ 教育委員会は重大事態に関する調査の結果について、区長に報告するとともに、教育委員会会議においても報告する。
- ・ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者等に対し、当該

調査に係る必要な情報を適切に提供する。

- ・ 当該調査結果に関し、児童・生徒の生命に被害が生じた事態の調査結果は、原則公表する。その他の事態の調査結果は、児童・生徒のその後の学校生活への影響や保護者の意向等を考慮した上で公表について判断する。
- ・ 区長は必要であると認めるときに、外部の第三者による調査委員会を設置して、学校又は世田谷区いじめ問題対策専門委員会が実施した調査の結果について調査を行うことができる。（法第30条第2項）
- ・ 前項の外部の第三者による調査委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。
- ・ 当該調査結果については、議会へ報告の上、概要を原則公表する。

4 その他

区及び教育委員会は、この方針に定めるいじめの防止等の取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第5条 国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるい

じめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の

確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条第1項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研

究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必

要な措置を講ずるものとする。

- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

- 第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

- 第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

- 第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

- 第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じ

た疑いがあると認めるとき。

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

- 第29条 国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

- 第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第30条の2 第29条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第29条第1項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第2項及び第3項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項」とあるのは「地方独立行政法人法第121条第1項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

（学校設置会社の学校に係る対処）

第32条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規

定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助）

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要

があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附則 (平成26年6月20日法律第76号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(政令への委任)

第2条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成27年6月24日法律第46号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

附則 (平成28年5月20日法律第47号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。

資料 9

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議 (平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会)

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。

三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、

専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。

五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。

七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二 いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三 本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 四 国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講じること。

五 いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。

六 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

七 いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。

八 いじめには様々な要因があることに鑑み、第二十五条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

右決議する。

いじめ・自殺等に関わる相談組織一覧

対応	相談組織等	問合せ先	受付時間
電話相談	世田谷区総合教育相談ダイヤル (世田谷区教育委員会教育相談・支援課)	03-6453-1520	9:00～19:00 (土・日・祝日・12/29～1/3を除く)
電話相談	子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」	0120-810-293	月～金13:00～20:00 土10:00～18:00 (日・祝・年末年始を除く) 電話・メール相談、来室相談あり
電話相談	世田谷区で実施している人権擁護相談	03-5432-2259	第1木曜、第2月曜、第2金曜、第3火曜、第4水曜13:00～16:30(受付15:30まで)来室相談あり
電話相談	東京都いじめ相談ホットライン (東京都教育相談センター)	0120-53-8288	24時間受付
電話相談	東京いのちの電話 (社会福祉法人東京いのちの電話)	03-3264-4343	24時間受付 HPからのインターネット相談あり
電話相談	ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談室)	03-3580-4970	24時間受付
電話相談	児童相談センター(よいこに電話相談) (東京都児童相談センター・電話相談)	03-3366-4152	平日9:00～21:00 土日祝9:00～17:00 (12/29～1/3を除く)
電話相談	子どもの人権110番 (東京法務局)	0120-007-110	平日8:30～17:15 HPからのメール相談、来室相談あり
電話相談	話してみなよ ―東京子供ネット― (東京都福祉保健局 児童相談センター)	0120-874-374	平日9:00～21:00 土日祝9:00～17:00 (12/29～1/3を除く)
電話相談	東京都立中部総合精神保健福祉センター (こころの健康に関する相談)	03-3302-7711	平日9:00～17:00 (祝日・12/29～1/3を除く)
電話相談	せたがやチャイルドライン (社会福祉法人世田谷ボランティア協会)	03-3412-4747	火～土曜日 16:00～21:00 (祝日を除く)
電話相談	全国共通フリーダイヤル チャイルドライン (特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター)	0120-99-7777	16:00～21:00 (12/29～1/3を除く)
来室相談	教育総合センター来室相談(若林5-38-1)	03-6453-1524	相談受付時間 月・水・金曜日 9:00～17:00 火・木曜日 9:00～18:00 (祝日・12/29～1/3を除く)
	玉川分室(玉川2-1-15)	03-3709-2403	
	砧分室(成城6-3-10)	03-3483-3404	
	烏山分室(南烏山4-26-2)	03-3305-2022	

不安や悩みがある時は・・・一人で悩まず、相談しよう

児童・生徒用
世田谷区教育委員会

せたがやホッと子どもサポート
(せたホッと)

電話：0120-810-293
時間：月～金 13:00～20:00
土 10:00～18:00

東京都いじめ相談ホットライン

電話：0120-53-8288
24時間対応 メール相談

世田谷区総合教育相談ダイヤル

電話：03-6453-1520
時間：平日 9:00～19:00

24時間子供SOSダイヤル

電話：0120-0-78310
24時間対応

考えよう！いじめ・SNS@Tokyo
(東京都いじめ相談ホットライン)

相談受付フォーム



考えよう いじめ SNS 検索

相談ほっとLINE@東京

電話：0120-0-78310
24時間対応



世田谷区総合教育相談ダイヤル

電話：03-6453-1520
時間：平日 9:00～19:00

24時間子供SOSダイヤル

電話：0120-0-78310
24時間対応

考えよう！いじめ・SNS@Tokyo
(東京都いじめ相談ホットライン)

相談受付フォーム



考えよう いじめ SNS 検索

相談ほっとLINE@東京

電話：0120-0-78310
24時間対応



せたがやホッと子どもサポート
(せたホッと)

電話：0120-810-293
時間：月～金 13:00～20:00
土 10:00～18:00

東京都いじめ相談ホットライン

電話：0120-53-8288
24時間対応 メール相談

世田谷区総合教育相談ダイヤル

電話：03-6453-1520
時間：平日 9:00～19:00

24時間子供SOSダイヤル

電話：0120-0-78310
24時間対応

考えよう！いじめ・SNS@Tokyo
(東京都いじめ相談ホットライン)

相談受付フォーム



考えよう いじめ SNS 検索

相談ほっとLINE@東京

電話：0120-0-78310
24時間対応



せたがやホッと子どもサポート
(せたホッと)

電話：0120-810-293
時間：月～金 13:00～20:00
土 10:00～18:00

東京都いじめ相談ホットライン

電話：0120-53-8288
24時間対応 メール相談

世田谷区総合教育相談ダイヤル

電話：03-6453-1520
時間：平日 9:00～19:00

24時間子供SOSダイヤル

電話：0120-0-78310
24時間対応

考えよう！いじめ・SNS@Tokyo
(東京都いじめ相談ホットライン)

相談受付フォーム



考えよう いじめ SNS 検索

相談ほっとLINE@東京

電話：0120-0-78310
24時間対応



<参考資料一覧>

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定最終改定平成29年3月14日)
- 「いじめ対策に係る事例集」(平成30年9月 文部科学省)
- 「生活指導リーフ増刊号 Leaves. 1 いじめのない学校づくり ～『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A～」(平成25年11月生活指導・進路指導研究センター)
- 「生活指導リーフ増刊号 Leaves. 2 いじめのない学校づくり ～サイクルで進める生徒指導：点検と見直し」(平成26年6月生活指導・進路指導研究センター)
- 「いじめ追跡調査2013－2015 いじめQ&A」(平成28年6月 生徒指導・進路指導研究センター)
- 「平成27年度いじめの問題に関する指導者養成研修【関東・甲信越ブロック】」資料(平成27年5月 独立行政法人教員研修センター 文部科学省)
- 「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」(令和3年年2月 東京都教育委員会)
- 「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」(平成26年3月 東京都教育委員会)
- 東京都におけるいじめの防止等の対策(平成26年10月 東京都教育委員会)
- 「学校におけるいじめ問題の解決に向けて」(平成24年11月 東京都教育委員会)
- 「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」(通知)(27初児生第42号 平成28年3月18日付)